





七、租税特別措置法の一部を改正する法律案(平岡忠次郎君外十一名提出、衆法第四六号)	八、財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、第二十四回国会閣法第一五八号)	九、国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第二十四回国会法律案(内閣提出、第二十四回国会閣法第一五九号))
一〇、会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、第二十四回国会会閣法第一六九号、第二十四回国会参議院送付)	一一、外資に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第二十四回国会改正する法律案(春日一幸君外十二名提出、第二十四回国会衆法第一七号))	一二、外資に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第二十四回国会改正する法律案(春日一幸君外十二名提出、第二十四回国会衆法第一八号))
一三、税制に関する件	一四、金融に関する件	一五、外國為替に関する件
一六、国有財産に関する件	一七、専売事業に関する件	一八、印刷事業に関する件
一九、造幣事業に関する件	二〇、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する件	二一、國立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律案(山崎始男君外六名提出、衆法第一八号)
文教委員会		
一、國立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律案(山崎始男君外六名提出、衆法第一八号)	二、市町村立学校職員給与負担法及び地方教育行政の組織及び運営に関する件	三、農林水産委員会
一、教育、学術、文化及び宗教に関する件	二、社会労働委員会	三、農林水産委員会
三、衛生検査技師法案(福田昌子君外一名提出、第二十四回国会衆法第六六号)	四、母子年金法案(長谷川保君外十六名提出、第二十四回国会衆法第七〇号)	五、最低賃金法案(和田博雄君外十六名提出、衆法第三号)
六、家内労働法案(和田博雄君外六名提出、衆法第四号)	七、病理細菌検査技師法案(八田貞義君外二十五名提出、衆法第四三号)	八、角膜移植に関する法律案(中山マサ君外四十五名提出、衆法第一一号)
九、地区衛生組織の育成に関する法律案(加藤錦五郎君外二十五名提出、衆法第四八号)		
一〇、社会保障制度、医療、公衆衛生、婦人・児童福祉及び人口問題に関する件	六、百貨店法の一部を改正する法律案(水谷長三郎君外十三名提出、衆法第三二号)	七、日本經濟の総合的基本施策に関する件
一一、労使関係、労働基準及び失業対策に関する件	一二、港湾運送事業法の一部を改正する法律案(山口丈太郎君外十一名提出、衆法第五四号)	一二、労使関係、労働基準及び失業対策に関する件
一二、農地及び林野に関する件	一三、小売商業特別措置法案(内閣提出第一五七号)	一二、労使関係、労働基準及び失業対策に関する件
一三、農林水産金融に関する件	一四、中小企業の産業分野の確保に関する法律案(水谷長三郎君外二十三名提出、衆法第五号)	一三、農林水産金融に関する件
一四、電気通信に関する件	一五、道路に関する件	一四、電気通信に関する件
一五、郵政事業に関する件	一六、河川に関する件	一五、道路に関する件
一六、公用車に関する件	一七、住宅に関する件	一六、公用車に関する件
一七、専売事業に関する件	一八、予算委員会	一七、住宅に関する件
一八、印刷事業に関する件	一九、予算の実施状況に関する件	一九、予算の実施状況に関する件
一九、造幣事業に関する件	二〇、議院運営委員会	二〇、議院運営委員会
二〇、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する件	二一、国会法等改正に関する件	二一、国会法等改正に関する件
文教委員会	二二、議院運営委員会の所管に属する事項	二二、議院運営委員会の所管に属する事項
一、國立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律案(山崎始男君外六名提出、衆法第一八号)	三、議長よりの諮詢事項	三、議長よりの諮詢事項
二、市町村立学校職員給与負担法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(山崎始男君外六名提出、衆法第一八号)	四、その他、議院運営委員会の所管に属する事項	四、その他、議院運営委員会の所管に属する事項
文教委員会		
一、各國議会の懲罰制度に関する件	二、国会法等改正に関する件	二、国会法等改正に関する件
二、社会労働委員会	三、議長よりの諮詢事項	三、議長よりの諮詢事項
三、農林水産委員会	四、その他、議院運営委員会の所管に属する事項	四、その他、議院運営委員会の所管に属する事項
四、通商に関する件	五、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(水谷長三郎君外十三名提出、衆法第三二号)	五、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(水谷長三郎君外十三名提出、衆法第三二号)
五、電気及びガスに関する件	六、中小企業に対する官公需の確保に関する法律案(水谷長三郎君外二十三名提出、衆法第六号)	六、中小企業に対する官公需の確保に関する法律案(水谷長三郎君外二十三名提出、衆法第六号)
六、電気及びガスに関する件	七、公債償還法案(中村高一君外三名提出、衆法第一号)	七、公債償還法案(中村高一君外三名提出、衆法第一号)
七、鉱業、鐵鋼業、織維工業、化學工業、機械工業その他の一般鉱業及び特許に関する件	八、公債償還法案(中村高一君外三名提出、衆法第一号)	八、公債償還法案(中村高一君外三名提出、衆法第一号)
八、鉱業、鐵鋼業、織維工業、化學工業、機械工業その他の一般鉱業及び特許に関する件	九、國土総合開発特別委員会	九、國土総合開発特別委員会
九、國土総合開発特別委員会	一〇、通商に関する件	一〇、通商に関する件
一〇、通商に関する件	一一、中小企業に関する件	一一、中小企業に関する件
一一、中小企業に関する件	一二、私的独占禁止及び公正取引に関する件	一二、私的独占禁止及び公正取引に関する件
一二、私的独占禁止及び公正取引に関する件	一三、観光に関する件	一三、観光に関する件
一三、観光に関する件	一四、陸運、海運及び空運に関する件	一四、陸運、海運及び空運に関する件
一四、陸運、海運及び空運に関する件	一五、石炭手当等に対する所得税の特例に関する法律案(横路節雄君外九名提出、第二十四回国会衆法第五四号)	一五、石炭手当等に対する所得税の特例に関する法律案(横路節雄君外九名提出、第二十四回国会衆法第五四号)
一五、石炭手当等に対する所得税の特例に関する法律案(横路節雄君外九名提出、第二十四回国会衆法第五四号)	一六、北海道開発庁設置法施行法案(内閣提出、第二十四回国会閣法第一六八号)	一六、北海道開発庁設置法施行法案(内閣提出、第二十四回国会閣法第一六八号)
一六、北海道開発庁設置法施行法案(内閣提出、第二十四回国会閣法第一六八号)	一七、北海道開発庁設置法(内閣提出、第二十四回国会閣法第一七一号)	一七、北海道開発庁設置法(内閣提出、第二十四回国会閣法第一七一号)
一七、北海道開発庁設置法(内閣提出、第二十四回国会閣法第一七一号)	一八、國土総合開発特別委員会	一八、國土総合開発特別委員会
一八、國土総合開発特別委員会	一九、海外同胞引揚及び遣家族援護に関する件	一九、海外同胞引揚及び遣家族援護に関する件
一九、海外同胞引揚及び遣家族援護に関する件	二〇、海外同胞引揚及び遣家族援護に関する件	二〇、海外同胞引揚及び遣家族援護に関する件

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雜費に関する法

律案(議院運営委員長提出)

衆議院事務局職員定員規程の一部

を改正する規程案(議院運営委員長提出)

(賃長提出)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動

議を提出いたします。すなわち、議院

運営委員長提出、国会議員の秘書の給

料等に関する法律案、国会閉会中委員

会が審査を行う場合の委員の審査雜費

に関する法律案、衆議院事務局職員定

員規程の一部を改正する規程案は、委

員会の審査を省略してこの際これを上

程し、その審議を進められんことを望

みます。

○副議長(杉山元治郎君) 山中君の動

議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

国会議員の秘書の給料等に関する法律案、国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雜費に関する法律案、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案、右三案を一括して議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。議院運営委員会理事佐々木秀世君。

国会議員の秘書の給料等に関する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律  
(給料)

第一条 国会議員の秘書は、給料として月額二万三千百円を受ける。

(滞在雜費)  
第一条 国会議員の秘書は、国会開

会中(参議院の緊急集会の場合を含む)に限り、月額二百円の定額

によつて滞在雜費を受ける。

(期末手当)

第三条 国会議員の秘書で六月十五日及び十二月十五日(これらの日が日曜日に当るときは、それぞれその前日。以下これらのことについて同じ。)に在職する者は、それぞれ

規定している場合について同じ。)

に在職する者は、それぞれの期間

につき期末手当を受ける。

2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在において同項に規定するもののが受けるべき給料月額に、同

項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合

(十一月十五日に在職する者が受けるべき勤勉手当の額について同

は、次に掲げる割合に百分の二百を乗じて得た割合)を乗じて得た額とする。

一 在職期間が六月以上の場合 百分の二十五

二 在職期間が三月以上六月末満の場合 百分の十五

三 在職期間が三月末満の場合 百分の七・五

(在職日の特例) 百分の十五

第五条 六月一日から六月十四日ままでの間又は十二月一日から十二月十四日までの間に、議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたときは、その満限に達した日又は解散の日在職する国会議員の秘書は、六月十五日又は十二月十五日にそれぞれ在職したものとみなし、前一条の期末手当及び勤勉手当を受ける。

(細則)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、国会議員の秘書の給料等の支給に関する規程は、両議院の議長が協議して定める。

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条及び第二条の規定は、昭和三十二年四月一日から適用する。

附 则

この法律は、公表の日から施行する。

二 この法律は、公布の日から施行する。

二号) の一部を次のように改正する。

5 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十九号)の一部を次のように改正する。

第六条 この法律に定めるものを除くほか、国会議員の秘書の給料等の支給に関する規程は、両議院の議長が協議して定める。

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条及び第二条の規定は、昭和三十二年四月一日から適用する。

附 则

この法律は、公布の日から施行する。

二 項の規定による審査雜費は、

委員が他の委員会の委員を兼ねる場合その他の場合においても、重複して受けることができる。

3 附 则

この法律は、公布の日から施行する。

二 十二月十五日 同日以前六月以内の期間

会議員の歳費、旅費及び手当等に

第 第二条の規定及び同法第六条の規定

に関する法律(昭和二十二年法律第八号)の規定に基き、昭和三十一年四月一日以後の分として既に支給を受けた給料は、この法律に

応じて、次の各号に掲げる割合

二の規定により昭和三十二年四月一日以後の分として既に受けた滞

り者に受けるべき勤勉手当の額について同

項に規定するその者の在職期間に

応じて、次の各号に掲げる割合

三 改正前の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十条の規定により昭和三十二年四月一日以後の分として既に受けた滞

り者に受けるべき勤勉手当の額について同

項に規定するその者の在職期間に

応じて、次の各号に掲げる割合

4 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一項を次のように改める。

第十一条の二を削る。

第十一条の二第一項中「並びにこれらの秘書」を削り、同条第一項中「又は給料」を削る。

第十二条の三及び第十二条の四を削り、第十二条の五を第十二条の三とする。

第十三条の三及び第十三条の四を削り、第十三条の五を第十三条の三とする。

第十四条の二第一項中「並びにこれらの秘書」を削り、同条第一項中「又は給料」を削る。

第十五条の三及び第十五条の四を削り、第十五条の五を第十五条の三とする。

第十六条の二第一項中「並びにこれらの秘書」を削り、同条第一項中「又は給料」を削る。

第十七条の三及び第十七条の四を削り、第十七条の五を第十七条の三とする。

第十八条の二第一項中「並びにこれらの秘書」を削り、同条第一項中「又は給料」を削る。

第十九条の三及び第十九条の四を削り、第十九条の五を第十九条の三とする。

第二十条の二第一項中「並びにこれらの秘書」を削り、同条第一項中「又は給料」を削る。

第二十一条の三及び第二十一条の四を削り、第二十一条の五を第二十一条の三とする。

第二十二条の二第一項中「並びにこれらの秘書」を削り、同条第一項中「又は給料」を削る。

第二十三条の三及び第二十三条の四を削り、第二十三条の五を第二十三条の三とする。

第二十四条の二第一項中「並びにこれらの秘書」を削り、同条第一項中「又は給料」を削る。

第二十五条の三及び第二十五条の四を削り、第二十五条の五を第二十五条の三とする。

第二十六条の二第一項中「並びにこれらの秘書」を削り、同条第一項中「又は給料」を削る。

第二十七条の三及び第二十七条の四を削り、第二十七条の五を第二十七条の三とする。

第二十八条の二第一項中「並びにこれらの秘書」を削り、同条第一項中「又は給料」を削る。

第二十九条の三及び第二十九条の四を削り、第二十九条の五を第二十九条の三とする。

第三十条の二第一項中「並びにこれらの秘書」を削り、同条第一項中「又は給料」を削る。

に基く国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十二年法律第八号)の規定に基く。本案施行に要する経費は、一千五百三十万円である。予算に計上すべきである。

本案施行に要する経費は、一千五百三十万円である。予算に計上すべきである。

本案施行に要する絏費は、一千五百三十万円である。予算に計上すべきである。





らす、その二以上の施設を通じて一人で足りる。

食品衛生管理者は、当該施設においてその管理に係る食品又は添加物に因してこの法律又はこの法律に基く命令若しくは処分の違反が行われないよう、その食品又は添加物の製造又は加工に従事する者を監督しなければならない。

次の各号の一に該当する者でなければ、食品衛生管理者となることができない。

一 医師、○薬剤師又は獸医師  
二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基く大学、旧

大學令（大正七年勅令第三百八十八号）に基く大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基く専門学校におい

て医学、○薬学、獸医学、畜產

学、水産学又は農芸化学の課程

を修めて卒業した者

の課程を修了した者

三 厚生大臣の指定した食品衛生管理者の養成施設において所定

の課程を修了した者

四 学校教育法に基く高等学校若しくは旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）に基く中等学校を卒業した者又は省令の定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、第一項の規定により

食品衛生管理者を置かなければならぬ製造業又は加工業において食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に三年以上従事し、かつ、厚生大臣の指

### 定した講習会の課程を修了した者

前項第四号に該当することにより食品衛生管理者たる資格を有する者は、衛生管理の業務に三年以上従事した製造業又は加工業と同種の製造業又は加工業の施設においてのみ、食品衛生管理者となることができる。

第一項に規定する営業者は、食品衛生管理者を置き、又は自ら食品衛生管理者となつたときは、十五日以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、その食品衛生管理者の氏名又は自ら食品衛生管理者となつた旨その他令で定める事項を届け出なければならない。

第一項に規定する営業者は、

第一項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科するこ

とができる。

第一項に規定する営業者は、

第一項に規定する場合を含む。）、第九条（第二項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は

三万円以下の罰金に処する。

### 第三十条の二 第七条第二項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）、第九条（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は

第三十二条の二 食品衛生管理者が第十九条の二第三項に規定する職務を怠つたときは、当該施設においてその管理に係る食品又は添加物に因して第三十条から第三十一条までに規定する行為が、た場合において、その行為の態様に応じ各本条の罰金刑を科する。

ただし、その食品衛生管理者がその行為を行つた者であるときは、この限りでない。

第三十三条中「前二条」を「第三十二条から第三十二条まで」に改め、同条に次のたゞし書を加える。

ただし、その人が食品衛生管理者として、前条の規定により罰金刑を科せられるべきときは、その人については、この限りでない。

第三十六条に次の一項を加える。

第三十二条第三項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

### 報告書は会議録に掲載

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条规定に違反した者は、一年以下の懲役又は

昭和三十二年四月二十二日 参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 篠谷秀次殿

自然公園法案

十九条第一項において準用する場合を含む。）、第九条（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は

第三十二条の二 食品衛生管理者が第十九条の二第三項に規定する職務を怠つたときは、当該施設においてその管理に係る食品又は添加物に因して第三十条から第三十一条までに規定する行為が、た場合において、その行為の態様に応じ各本条の罰金刑を科する。

ただし、その食品衛生管理者がその行為を行つた者であるときは、この限りでない。

第三十三条中「前二条」を「第三十二条から第三十二条まで」に改め、同条に次のたゞし書を加える。

ただし、その人が食品衛生管理者として、前条の規定により罰金刑を科せられるべきときは、その人については、この限りでない。

第三十六条に次の一項を加える。

第三十二条第三項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

二 國立公園 わが国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であつて、厚生大臣が第十一条の規定により指定するもの。

三 國定公園 國立公園に準ずるすぐれた自然の風景地であつて、厚生大臣が第十条第二項の規定により指定するものをいふ。

四 都道府県立自然公園 すぐれた自然の風景地であつて、都道府県が第四十一条の規定により指定するものをいふ。

五 公園計画 國立公園又は國定公園の保護又は利用のための規制又は施設に関する計画をいふ。

六 公園事業 公園計画に基いて執行する事業であつて、國立公園又は國定公園の保護又は利用のための施設で政令で定めるものに関するものをいふ。

七 公園の保護及び他の公益との調整 この法律の適用に当つては、関係者の所有権、鉱業権その他財産権を尊重するとともに、自然公園の保護及び利用と国土の開発その他他の公益との調整に留意しなければならない。

八 國立公園及び國定公園 第二章 國立公園及び國定公園の保護及び利用と国土の開発その他他の公益との調整 この法律の適用に当つては、関係者の所有権、鉱業権その他財産権を尊重するとともに、自然公園の保護及び利用と国土の開発その他他の公益との調整に留意しなければならない。

九 國立公園審議会 第一節 自然公園審議会 (設置及び権限) 第四条 厚生大臣の諮問に応じ、國立公園及び國定公園に関する重要な事項を調査審議せざるため、厚生省に、附屬機関として自然公園審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

一 審議会は、國立公園及び國定公園の意見を聞き、区域を定めに、附屬機関として自然公園審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

二 審議会は、國立公園及び國定公園の意見を聞き、区域を定めに、附屬機関として自然公園審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

三 審議会は、國立公園及び國定公園の意見を聞き、区域を定めに、附屬機関として自然公園審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

四 審議会は、國立公園及び國定公園の意見を聞き、区域を定めに、附屬機関として自然公園審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

五 審議会は、委員三十七人以内で組織する。

第六条 厚生大臣は、國立公園又は國定公園の指定

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。  
(委員及び臨時委員)  
第六条 審議会の委員及び臨時委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、厚生大臣が任命する。  
学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
臨時委員は、当該特別事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。  
委員及び臨時委員は、非常勤とする。

3 臨時委員は、當該特別事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。  
4 厚生大臣は、國定公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならぬ。ただし、その公園計画を追加するには、関係都道府県の申出によらなければならない。  
第五条 厚生大臣は、國定公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならぬ。ただし、その区域を拡張するには、関係都道府県の申出によらなければならない。

第六条 厚生大臣は、國定公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならぬ。ただし、その公園計画を追加するには、関係都道府県の申出によらなければならない。  
第七条 厚生大臣は、國定公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならぬ。ただし、その区域を拡張するには、関係都道府県の申出によらなければならない。

第八条 厚生大臣は、國定公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならぬ。ただし、その区域を拡張するには、関係都道府県の申出によらなければならない。  
第九条 厚生大臣は、國定公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならぬ。ただし、その区域を拡張するには、関係都道府県の申出によらなければならない。

第十条 厚生大臣は、國定公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならぬ。ただし、その区域を拡張するには、関係都道府県の申出によらなければならない。

第十一条 厚生大臣は、國定公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならぬ。ただし、その区域を拡張するには、関係都道府県の申出によらなければならない。

第十二条 厚生大臣は、國定公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならぬ。ただし、その区域を拡張するには、関係都道府県の申出によらなければならない。

第十三条 厚生大臣は、國定公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならぬ。ただし、その区域を拡張するには、関係都道府県の申出によらなければならない。

第十四条 厚生大臣は、國定公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならぬ。ただし、その区域を拡張するには、関係都道府県の申出によらなければならない。

第十五条 厚生大臣は、國定公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならぬ。ただし、その区域を拡張するには、関係都道府県の申出によらなければならない。

第十六条 厚生大臣は、國定公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならぬ。ただし、その区域を拡張するには、関係都道府県の申出によらなければならない。

及び認可の手続並びにその承認又は認可を受けて行う公園事業の執行に關して必要な事項は、政令で定める。

#### 第四節 保護及び利用

第十七条 厚生大臣は、國定公園又は國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第十八条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第十九条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第二十条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第二十一条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第二十二条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第二十三条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第二十四条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第二十五条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第二十六条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第二十七条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第二十八条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第二十九条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第三十条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第三十一条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第三十二条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第三十三条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第三十四条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第三十五条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第三十六条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第三十七条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第三十八条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第三十九条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第四十条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第四十一条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第四十二条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第四十三条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第四十四条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第四十五条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第四十六条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第四十七条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第四十八条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第四十九条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第五十条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第五十一条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第五十二条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第五十三条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

第五十四条 厚生大臣は、國定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができます。

九 塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。

4 区域が拡張された際当該特別地域内において前項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三箇月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

5 特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

6 特別地域内において木竹を植栽し、又は家畜を放牧しようとする者は、あらかじめ、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

7 次の各号に掲げる行為については、前四項の規定は、適用しない。

### 一 公園事業の執行として行う行為

(特別保護地区)

二 通常の管理行為、軽易な行為は、國立公園又は国定公園の景観を維持するため、特に必要があるときは、公園計画に基いて、特別地域内に特別保護地区を指定することができる。

3 第十条第三項及び第四項の規定は、特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、國立公園にあっては厚生大臣の、国定公園にあっては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別保護地区が指定

一 前条第三項各号に掲げる行為  
二 木竹を植栽すること。  
三 家畜を放牧すること。  
四 屋外において物を叢積し、又は貯蔵すること。  
五 火入又はたき火をすること。  
六 植物又は落葉若しくは落枝を採取すること。  
七 動物を捕獲し、又は動物の命を採取すること。  
八 道路及び広場以外の地域内へ車馬を入れること。

6 第十九条 第十七条第三項及び前条第三項の許可には、国立公園又は國定公園の風致又は景觀を保護するための必要な限度において、条件を附することができる。

**第二十条** 国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

一、その規模が厚生省令で定める基準をこえる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築を含む。）。

二、特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

三、広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

四、海面を埋め立て、又は干拓すること。

2 厚生大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風景を保護するためには、必要があると認めるときは、普通地域内において前項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するためには必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 前項の処分は、第一項の届出をした者に対しても、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。

4 厚生大臣又は都道府県知事は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長する。

5 次の各号に掲げる行為について、は、第一項及び第二項の規定は、適用しない。  
一 公園事業の執行として行なう行為  
二 通常の管理行為、軽易な行為  
その他の行為であつて、厚生省令で定めるもの  
三 国立公園若しくは国定公園が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為  
四 非常災害のために必要な応急措置として行なう行為

第十七条第三項、第十八条第三項、第二十条第一項又は前条の規定による処分をするために必要な限りにおいて、当該職員をして、国立公園若しくは国定公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入りさせ、又は第十七条第三項各号、第十八条第三項各号若しくは第二十条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(集団施設地区)

第二十三条 厚生大臣は、国立公園又は国定公園の利用のための施設を集団的に整備するため、公園計画に基いて、その区域内に集団施設地区を指定するものとする。

2 第十条第三項及び第四項の規定は、集団施設地区的指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

(利用のための規制)

第二十四条 国立公園又は国定公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく不快の念をおこさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をはじめ、まことに占拠し、けんおの情を催させるような仕方で客引









昭和三十一年五月十八日 衆議院会議録第四十四号(その一) 機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案外二案

〔共同行為の届出〕

**第十条 第七条第一項又は第二項の規定による指示（前条の規定によ**

は、第三条第一項第三号の電子機器等のうち特定のものの規格の制限をすることが困難である場合において、特に必要があると認めるときは、その電子機器等を部品又は材料として使用する電子工業（第三条第一項第三号の電子機器等を製造するものを除く。以下この項において同じ。）を営む者に対し、その使用する電子機器等の規格の制限に係る共同行為を実施す

べきことを指示することができる。ただし、その電子機器等を部品又は材料として使用する電子工業の合理化に資すると認められないとときは、この限りでない。

(共同行為の内容)  
第八条 前条第一項又は第二項の共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならぬ。  
一 基本計画に定める合理化の目標を達成するため必要な程度をこえないこと。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不當に害するおそれがないこと。  
三 不当に差別的でないこと。

**第九条** 通商産業大臣は、第七条第一項又は第二項の規定による指示に係る共同行為の内容が前条各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならぬ。

2  
通商産業大臣は、第九条の規定による処分をしたとき、又は第十一条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

(検査設備)

第十三条 通商産業大臣は、電子工業審議会の意見をきいて、第三条第一項第二号又は第三号の電子機器等について、基本計画を達成するためにはその製造工程において

通商産業大臣は、第九条の規定による処分をしたとき、又は第十二条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならぬ。

第十九条 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、一年とする。

常勤とする。

第二十条 審議会に、部会を置くことができる。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

**第十九条** 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、一年とする。  
**第二十条** 委員及び専門委員は、非常勤とする。

機械工業振興臨時措置法（昭和三十一年法律五百四十四号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一項中「機械器具」の下に「（電子機器を除く。）」を加える。  
第十四条中「機械工業」を「機械工業（電子工業を除く。以下同じ。）」に改める。

機械工業振興臨時措置法（昭和三十一年法律五百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「機械器具」の下に「（電子機器を除く。）」を加え

輸出入取引法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。  
昭和三十二年五月十三日  
參議院議長 松野 鶴平  
衆議院議長 益谷秀次殿  
輸出入取引法の一部を改正する法律案  
輸出入取引法の一部を改正する法律案

輸出入取引法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院において修正  
議決した。よつて国会法第八十三条  
によりここに送付する。  
昭和三十二年五月十三日

特に品質管理を励行させる必要があると認めるときは、当該電子機器等を製造する電子工業を営む者

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

**第一十四条** 第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処す

が備えるべき検査設備の種類及びその検査設備を維持すべき基準を定めて、公表するものとする。  
(電子工業審議会)

第二十一条 第十四条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、通商産業省令で定める。

(報告の徴収)

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

政令で定めるところにより、電子工業を営む者に対し、その業務又は経理の状況に関する報告をさせることができる。

第一節 附 則

3 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

2 この法律は、施行の日から七年以内に廃止するものとする。

1 この法律は、公布の日から施行する。

	機械工業審議会	第二十五条第一項の表中
機械工業(電子工業を除く。)の振興に 関する重要事項を調査審議すること。	機械工業の振興に関する重 要事項を調査審議すること。	機械工業(電子工業を除く。)の振興に 関する重要事項を調査審議すること。

# 電子工業審議会



2 指定機関は、指定業務を誠実かつ公正に行わなければならない。  
(業務の方法)

第三十二条の六 指定機関は、指定機関となつた後遅滞なく、指定業務について業務の方法を定め、通

商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務の方法には、当該指定貨物の購入及び販売の価格その他他の取引条件並びに購入及び販売の方法を定めておかなければならぬ。

第三十二条の七 指定機関は、毎事業年度開始前に(指定機関となつた日の属する事業年度にあつては、指定機関となつた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画を作成し、通商産業大臣及び当該指定

職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第三十二条の八 指定機関は、毎事業年度内に、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止)  
第三十二条の八 指定機関は、通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定機関に対し、その業務に関する監督上必要な命令を出すことができる。

2 指定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止)  
第三十二条の八 指定機関は、通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定機関からその業務若しくは経理の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、指定機関の事務所、事業所若しくは倉庫に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第三十二条の九 指定機関の役員の選任及び解任、定款の変更、利益金の処分、合併並びに解散の決議は、通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の解任)  
第三十二条の十 通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣は、指定機関の業務を行なう役員がこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき、又は第三十条の大第一項の認可を受けた業務の方法によらないで指定業務を行つたときは、これを解任することができる。

(監督命令)  
第三十二条の十一 通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定機関に対し、その業務に関する監督上必要な命令を出すことができる。

第三十二条の十二 通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定機関の役員若しくは職員であつて、指定機関の役員若しくは輸出入組合の役員若しくは職員であつてその事務に従事するもの又は指定機関の役員若しくは職員であつて指定業務に従事するものが、その職務に關して、わいろを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相當の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

第三十二条の十三 第三十二条の二「第一項」の下に「及びこれ」を加え、同条に次の一項を加える。

3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、指定業務に關し指定機関が行なう正当な行為には、適用しない。ただし、不公平な取引方法を用いるときは、この限りでない。

第三十二条の十四 第三十二条の二「第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。

第三十二条の十五 第三十二条の二「第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。

第三十二条の十六 第三十二条の二「第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。

第三十二条の十七 第三十二条の二「第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。

第三十二条の十八 第三十二条の二「第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第三十九条第一項中「処分」の下に「又は第二十八条第五項(第二十九条第二項、第三十条第三項又は第三十二条の二)に改め、同条第二項中「第六条第十」を加える。

第三十二条の十三 第三十二条の規定は、指定機関の役員又は職員であつて、指定業務に従事するものに適用する。

第三十二条の十四 第三十二条の二「第一項」の規定により規制命令に係る事務を処理する輸出組合、輸入組合若しくは輸出入組合がその事務の処理として行つた行為」を加える。

第三十二条の十五 第三十二条の二「第七章 罰則」を「第九章 罚則」に改める。

第三十二条の十六 第三十二条の二「第一項」の次に次の二条を加える。

第三十二条の十七 第三十二条の二「第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。

第三十二条の十八 第三十二条の二「第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。

第三十二条の十九 第三十二条の二「第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。

第三十二条の二十 第三十二条の二「第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。

第三十二条の二十一 第三十二条の二「第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。

第三十二条の二十二 第三十二条の二「第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。

第三十二条の二十三 第三十二条の二「第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。

第三十二条の二十四 第三十二条の二「第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。

する場合を含む)、第十八条(第十九条の六又は第二十七条において準用する場合を含む)又は第三十二条の二に改め、同条第二項中「第六条第十」の下に「又は第三十二条の二」に改め、同条第二項中「第六条第十」を加える。

第三十九条第一項中「處分」の下に「又は第二十八条第五項(第二十九条第二項、第三十条第三項又は第三十二条の二)に改め、同条第二項中「第六条第十」を加える。

第三十二条の三 第三十二条の二「第一項」の規定により規制命令に係る事務を処理する輸出組合、輸入組合若しくは輸出入組合がその事務の処理として行つた行為」を加える。

第三十二条の四 第三十二条の二「第七章 罰則」を「第九章 罚則」に改める。

第三十二条の五 第三十二条の二「第一項」の次に次の二条を加える。

第三十二条の六 第三十二条の二「第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。

第三十二条の七 第三十二条の二「第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。

第三十二条の八 第三十二条の二「第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。

第三十二条の九 第三十二条の二「第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。

第三十二条の十 第三十二条の二「第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。

第三十二条の十一 第三十二条の二「第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。

第三十二条の十二 第三十二条の二「第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。

第三十二条の十三 第三十二条の二「第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。

第三十二条の十四 第三十二条の二「第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。

第四十一条の三 前条第一項に規定するわいを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第四十二条中「又は第二十八条第五項(第二十九条第二項、第三十条第三項又は第三十二条の二)に改め、「命令」の下に「又は第三十二条の三第一項の規定」を加える。

第三十二条の三 第三十二条の二「第一項」の規定により規制命令に係る事務を処理する輸出組合、輸入組合若しくは輸出入組合がその事務の処理として行つた行為」を加える。

第三十二条の四 第三十二条の二「第七章 罰則」を「第九章 罚則」に改め、「命令」の下に「又は第三十二条の三第一項の規定」を加える。

第三十二条の五 第三十二条の二「第一項」の次に次の二条を加える。

第三十二条の六 第三十二条の二「第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。

第三十二条の七 第三十二条の二「第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。

第三十二条の八 第三十二条の二「第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。

第三十二条の九 第三十二条の二「第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。

第三十二条の十 第三十二条の二「第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。

第三十二条の十一 第三十二条の二「第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。

第三十二条の十二 第三十二条の二「第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。

第三十二条の十三 第三十二条の二「第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。



貿易の健全な発展のために、このような障害をすみやかに排除することが当面の重要な課題と相なっております。

本改正案は、現行法の輸入に関する協定締結事由の制限を緩和するとともに、アウトサイダー規制命令に関する事務処理の能率化をはかり、また、輸出に関する指定機関制度を設けることを内容としておりまして、これによつて貿易における過当競争の除去と業界の

協議体等の確立に寄与せんとするものであります。  
本案は、参議院において若干修正されました後本院に送付されて参り、去る五月十四日、政府委員より提案理由の説明を聴取いたし、十六日より質疑に入りました。

その後、本十八日に質疑を終了いたしました。引き続き採決を行いましたところ、全会一致をもつて本案は可決すべきものと決した次第であります。

なお、採決後、自由民主党並びに日本社会党共同提案の附帯決議案が提出せられ、松平忠久君より趣旨弁明がありました後、これまた全会一致をもつて附帯決議を付することに決しました。

以上三案に關する質疑の内容及び附  
帶決議等につきましては会議録をどら  
ん願うこととし、これにて簡単に御報  
告を終ります。(拍手)

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長（金谷秀次君）御異議なしと認めます。よつて、三案は委員長報告の通り可決いたしました。

## 請願日程 新市町村建設促進法に

## 請願日程 新市町村建設促進法による合併策定除外に関する請願 外九百十請願

### 元外地鐵道職員に關する恩給法等の特例制定に關する請願外七百三十三請願

○山中貞則君 議事日程追加の緊急建議を提出いたします。すなわち、これ  
除、請願日程九百十一件とともに、  
日本委員会の審査を終了した元外地鉄  
職員に関する恩給法等の特例制定する  
請願外七百三十三件を追加して  
括議題となし、その審議を進めら  
ることを望みます。

## 請願日程追加の分 元外地鐵道職員に関する恩給法等

## 特例制定に関する請願（木村俊夫 紹介）（第一号）

同(八田貞義君紹介)(第六八号)

同(西村力弘君絵)(第六九号)  
元満鉄社員に恩給法適用等に関する

請願外一件(保科善四郎君紹介)(二号)

元滿州國等の日本人公務員に恩給  
適用に関する請願外一件（保科善

郎君紹介)(第三号)  
同外一件(愛知撰)君紹介)(第四号)

同(大石武一君紹介)(第七〇号)

君紹介（第六号）の損失補償に関する請願（池田清

君綱介（第六号）  
傷病恩給増額に関する請願（阿左

廣治君紹介(第七一號)  
浪江町津島地区の寒冷地手当引上

の請願（高木松吉君紹介）（第七号）

葛尾村の寒冷地手当引上げの請  
（高木松吉君紹介）（第七三号）

傷病恩給受給者の家族加給に関する  
請願（白濱仁吉君紹介）（第一四一  
号）

同（菅太郎君紹介）（第一四二号）

同（橋本龍伍君紹介）（第一四三号）

同（千葉三郎君紹介）（第一四四号）  
元満鉄社員に恩給法適用等に関する  
請願外六件（床次徳二君紹介）（第一  
四五号）

同（笛山茂太郎君紹介）（第一四四  
号）

同（上林山榮吉君紹介）（第一四七  
号）

同外一件（竹谷源太郎君紹介）（第二  
四八号）

元満州国等の日本人公務員に恩給法  
適用に関する請願（竹谷源太郎君紹  
介）（第一四九号）

同（佐々木更三君紹介）（第一五〇  
号）

傷病恩給増額に関する請願（神近市  
子君紹介）（第一五四号）

同（千葉三郎君紹介）（第一五五号）

同（上林山榮吉君紹介）（第一五五  
号）

同（白濱仁吉君紹介）（第一五七号）

同（池田清志君紹介）（第一五八号）

同（菅太郎君紹介）（第一五九号）

同（橋本龍伍君紹介）（第一六〇号）

同（濱野清吾君紹介）（第一六一號）

小諸市の寒冷地手当引上げの請願  
(小山亮君紹介)（第一六三号）

岩手県の寒冷地手当引上げ等に関する  
請願（山本猛夫君紹介）（第一六四  
号）

元満州国等の日本人公務員に恩給法  
適用に関する請願（石坂繁君紹介）  
(第一一〇七号)

同(古井喜實君紹介)(第一〇八号)  
傷病恩給増額に關する請願(今井耕  
君紹介)(第二〇九号)  
同(江崎實澄君紹介)(第一一〇号)  
同(大平正芳君紹介)(第一一一号)  
同(亀山孝一君紹介)(第一一二号)  
同(木村俊夫君紹介)(第一二三号)  
同(田村元君紹介)(第一三四号)  
同(橋橋渡君紹介)(第一一五号)  
同(木村俊夫君紹介)(第一二六号)  
同(保利茂君紹介)(第二一四号)  
同(保科善四郎君紹介)(第二一七  
号)  
同(眞崎勝次君紹介)(第二一八号)  
同(栗山博君紹介)(第二一九号)  
傷病恩給受給者の家族加給に關す  
る請願(亀山孝一君紹介)(第二一〇  
号)  
同(木村俊夫君紹介)(第二二一號)  
同(田村元君紹介)(第二二一號)  
同(眞崎勝次君紹介)(第二二六号)  
同(栗山博君紹介)(第二二七号)  
寒冷地手当増額に關する請願(鈴木  
善幸君紹介)(第二二九号)  
薪炭手当増額に關する請願(鈴木善  
幸君紹介)(第二三〇号)  
旧海軍特務士官及び准士官の恩給是  
正に關する請願(中馬辰猪君紹介)  
(第三〇三号)  
福島県下の寒冷地手当引上げ等に關  
する請願(鈴木周次郎君紹介)(第三  
〇四号)  
元満鉄社員に恩給法適用等に關する  
請願(池田清志君紹介)(第三〇五  
号)

元満州國等の日本人公務員に恩給する  
適用に関する請願（江崎真澄君外  
名紹介）（第三〇六号）  
同（川村慈義君紹介）（第三〇七号）  
同（菅太郎君紹介）（第三〇八号）  
同（田中龍夫君紹介）（第三〇九号）  
同（内海安吉君紹介）（第三一〇号）  
傷病恩給増額に関する請願（石田富  
全君紹介）（第三一一号）  
同（加賀田進君紹介）（第三一四号）  
同（川村慈義君紹介）（第三一五号）  
同（木崎茂男君紹介）（第三一六号）  
同（五島虎雄君紹介）（第三一七号）  
同（河野金昇君紹介）（第三一八号）  
同（杉浦武雄君紹介）（第三一九号）  
同（田子一民君紹介）（第三二〇号）  
同（渡海元三郎君紹介）（第三二一  
号）  
同（並木芳雄君紹介）（第三二二号）  
同（丹羽兵助君紹介）（第三二三号）  
同（福井駿一君紹介）（第三二四号）  
同（福田昌子君紹介）（第三二五号）  
同（前田房之助君紹介）（第三二六  
号）  
同（柳田秀一君紹介）（第三二七号）  
傷病恩給受給者の家族加給に関する  
請願（石田宥全君紹介）（第三二八  
号）  
同（加賀田進君紹介）（第三二九号）  
同（川村慈義君紹介）（第三三〇号）  
同（木崎茂男君紹介）（第三三一號）  
同（五島虎雄君紹介）（第三三二号）  
同（河野金昇君紹介）（第三三三号）  
同（河野密君紹介）（第三三四号）  
同（田子一民君紹介）（第三三五号）  
同（並木芳雄君紹介）（第三三六号）  
同（瀬野清吾君紹介）（第三三七号）  
同（河井順一君紹介）（第三三八号）  
同（福田昌子君紹介）（第三三九号）

同(前田房之助君紹介)(第三四〇号)  
 同(八木一郎君紹介)(第三四一號)  
 同(柳田秀一君紹介)(第三四二號)  
 傷病恩給増額に關する請願(伊東岩男君紹介)(第四三一號)  
 同(大高康君紹介)(第四三三號)  
 同(川崎末五郎君紹介)(第四三三號)  
 同(北澤直吉君紹介)(第四三四號)  
 同(小島徹三君紹介)(第四三五號)  
 同(永田亮一君紹介)(第四三六號)  
 傷病恩給受給者の家族加給に關する請願(伊東岩男君紹介)(第四三七號)  
 同(川崎末五郎君紹介)(第四三八號)  
 同(小島徹三君紹介)(第四三九號)  
 同(永田亮一君紹介)(第四四〇號)  
 元満州國等の日本人公務員に恩給法適用に關する請願(加藤鏡五郎君紹介)(第四四一號)  
 同(塚原後郎君紹介)(第四四二號)  
 同(吉田重延君紹介)(第四四三號)  
 下郷町の寒冷地手当引上げの請願(八田貞義君紹介)(第五一六號)  
 旧海軍特務士官及び准士官の恩給是正に關する請願(大橋武夫君紹介)(第五一八號)  
 旧軍人關係恩給の加算制復元に關する請願(徳田與吉郎君紹介)(第五一九號)  
 元外地鐵道職員に關する恩給法等の特例制定に關する請願(山本彌夫君紹介)(第五二〇號)  
 元滿州國等の日本人公務員に恩給法適用に關する請願(北澤直吉君紹介)(第五二一號)

傷病恩給増額に関する講願（赤城宗  
徳君紹介）（第五二一号）  
同（小澤佐重喜君紹介）（第五二三  
号）  
同（加藤常太郎君紹介）（第五二四  
号）  
同（川野芳滿君紹介）（第五二五号）  
同（菊池義郎君紹介）（第五二六号）  
同（高瀬傳君紹介）（第五二七号）  
同（徳田與吉郎君紹介）（第五二八  
号）  
同（山本猛夫君紹介）（第五二九号）  
傷病恩給受給者の家族加給に関する  
請願（小澤佐重喜君紹介）（第五三〇  
号）  
同（加藤鑑五郎君紹介）（第五三一  
号）  
同（川野芳滿君紹介）（第五三二号）  
同（菊池義郎君紹介）（第五三三号）  
同（徳田與吉郎君紹介）（第五三四  
号）  
同（山本猛夫君紹介）（第五三五号）  
官修墳墓の祭祀及び管理の復活に關  
する請願（山本正一君外七名紹介）  
（第五四二号）  
福島県下の寒冷地手当引上げ等に關  
する請願（田中利勝君紹介）（第五九  
八号）  
元満鉄社員に恩給法適用等に關する  
請願外一件（池田清志君紹介）（第六  
〇二号）  
旧海軍特務士官及び准士官の恩給是  
正に關する請願（高村坂彦君紹介）  
（第六〇三号）  
旧軍人關係恩給の加算制復元に關す  
る請願（橋本龍伍君紹介）（第六〇四  
号）  
元満州國等の日本人公務員に恩給法

(適用に関する請願(古井喜賀君紹介)  
熱海町の寒冷地手当引上げの請願  
(栗山博君紹介)(第六〇七号)  
傷病恩給増額に関する請願(井谷正  
吉君紹介)(第六〇八号)  
同(今松治郎君紹介)(第六〇九号)  
同(越智茂君紹介)(第六一〇号)  
同(岡崎英城君紹介)(第六一一号)  
同(木村俊夫君紹介)(第六一二号)  
同(坂田道太君紹介)(第六一三号)  
同(杉浦武雄君紹介)(第六一四号)  
同(砂田重政君紹介)(第六一五号)  
同(細追兼光君紹介)(第六一六号)  
同(田中武夫君紹介)(第六一七号)  
同(八木一郎君紹介)(第六一八号)  
同外一件(山本正一君紹介)(第六一  
九号)  
傷病恩給受給者の家族加給に関する  
請願(今松治郎君紹介)(第六二一  
号)  
同(木村俊夫君紹介)(第六二二号)  
同(砂田重政君紹介)(第六二三号)  
同(田中武夫君紹介)(第六二四号)  
同(越智茂君紹介)(第六二五号)  
同(細追兼光君紹介)(第六二六号)  
同外一件(野田武夫君紹介)(第六二  
七号)  
公務扶助料増額に関する請願外三件  
(前尾繁三郎君紹介)(第六二三号)  
旧海軍特務士官及び准士官の恩給是  
正に関する請願(菊池義郎君紹介)  
(第七〇八号)  
旧軍人關係恩給の加算制復元に關す  
る請願(木村俊夫君紹介)(第七〇九  
号)  
福島県下の寒冷地手当引上げ等に關  
する請願(松井政吉君紹介)(第七一  
号)

退職公務員の恩給に関する請願（田中武夫君紹介）（第七一二号）  
傷病恩給増額に関する請願（相川勝六君紹介）（第七一五号）  
同（伊東岩男君外二名紹介）（第七一六号）  
同（小山長規君紹介）（第七一七号）  
同（田中龍太君紹介）（第七一八号）  
同（前尾繁三郎君紹介）（第七一九号）  
同（三宅正一君紹介）（第七二〇号）  
同（水谷長三郎君紹介）（第七二一号）  
同（吉川兼光君紹介）（第七二二号）  
傷病恩給支給者の家族加給に関する  
請願（相川勝六君紹介）（第七二三号）  
同（小山長規君紹介）（第七二四号）  
同（櫻井奎太君紹介）（第七二五号）  
同（瀬戸山三男君紹介）（第七二六号）  
同（田中龍太君紹介）（第七二七号）  
同（水谷長三郎君紹介）（第七二八号）  
同（吉川兼光君紹介）（第七二九号）  
会津高田町の寒冷地手当引上げの請  
願（平田ヒデ君紹介）（第七九五号）  
下郷町の寒冷地手当引上げの請願外  
四件（平田ヒデ君紹介）（第七九六号）  
新井市内水上外二地区の寒冷地手当  
引上げの請願（塙田十一郎君紹介）  
(第八四七号)  
清里村の寒冷地手当引上げの請願  
(塙田十一郎君紹介) (第八四八号)  
板倉村の寒冷地手当引上げの請願外  
一件（塙田十一郎君紹介）（第八四九号）  
下郷町の寒冷地手当引上げの請願外

一件(平田ヒデ君紹介)(第八五一  
元満州國等の日本人公務員に恩給法  
適用に関する請願(佐伯宗義君紹  
介)(第八五二号)  
同(高瀬傳君外一名紹介)(第八五三  
号)  
同(塙原後郎君紹介)(第八五四号)  
同(福永健司君紹介)(第八五五号)  
同(堀内一雄君紹介)(第八五六号)  
傷病恩給増額に關する請願外十件  
(安藤覺君紹介)(第八五七号)  
同(石村英雄君紹介)(第八五八号)  
同(山口シヅエ君紹介)(第八五九  
号)  
同(徳田與吉郎君紹介)(第九一九  
号)  
同(眞鍋儀十君紹介)(第九二〇号)  
傷病恩給受給者の家族加給に關する  
請願(石村英雄君紹介)(第八六〇  
号)  
同外一件(今澄勇君紹介)(第八六一  
号)  
同(岡本隆一君紹介)(第八六二号)  
同(井谷正吉君紹介)(第八六三号)  
同外九件(小金義照君紹介)(第八六  
四号)  
同(野原覺君紹介)(第九二一号)  
旧海軍特務士官及び准士官の恩給是  
正に関する請願(高村坂彦君紹介)  
(第九一七号)  
上川村の寒冷地手当引上げの請願  
(三宅正一君紹介)(第九四八号)  
旧片貝町及び六日市村横渡地区の寒  
冷地手当引上げの請願(三宅正一君  
紹介)(第九四九号)  
元外地鉄道職員に關する恩給法等の  
特例制定に関する請願外一件(森三  
樹二君紹介)(第九六九号)

昭和三十二年五月十八日 衆議院会議録第四十四号(その一) 新

新市町村建設促進法による合併策定除外に関する請願外千六百四十四請願

九九〇

元満州國等の日本人公務員に恩給法適用に關する請願（中井徳次郎君紹介）（第一六〇五号）

傷病恩給増額に關する請願外二件（穗積七郎君紹介）（第一六〇九号）

同（野田卯一君紹介）（第一六一〇号）

富山県下の寒冷地手当引上げ等に關する請願（三鍋義三君紹介）（第一六一一号）

会津方部の寒冷地手当引上げ等の請願外二件（平田ヒヂ君紹介）（第一六一二号）

彦根市の石炭手当等引上げに関する請願外四件（矢尾喜三郎君紹介）（第一六一三号）

湖北町の石炭手当等引上げに関する請願（矢尾喜三郎君紹介）（第一六一五号）

湖北町の石炭手当等引上げに関する請願外二件（矢尾喜三郎君紹介）（第一六一四号）

浅井町の石炭手当等引上げに関する請願外二件（矢尾喜三郎君紹介）（第一六一六号）

浅井町下草野地区の石炭手当等引上げに關する請願（矢尾喜三郎君紹介）（第一六一七号）

浅井町七尾地区の石炭手当等引上げに關する請願（矢尾喜三郎君紹介）（第一六一八号）

虎姫町の石炭手当等引上げに關する請願外一件（矢尾喜三郎君紹介）（第一六二〇号）

びわ村の石炭手当等引上げに關する

高島郡の石炭手当等引上げに関する請願外二件（矢尾喜三郎君紹介）（第一六二二号）  
伊香郡中河内地区の石炭手当等引上げに関する請願外二十七件（矢尾喜三郎君紹介）（第一六二三号）  
滋賀県湖東地区の石炭手当等引上げに関する請願外十九件（矢尾喜三郎君紹介）（第一六二四号）  
郎君紹介）（第一六二三号）  
君紹介）（第一六二四号）  
同外十六件（今井耕君紹介）（第一六二五号）  
天栄村湯本地区の寒冷地手当引上げの請願外一件（平田ヒデ君紹介）（第一六二六号）  
傷病恩給増額に関する請願（加藤蔵二君紹介）（第一六七一号）  
同（有田喜一君紹介）（第一七三三号）  
伊香郡中河内地区の石炭手当等引上げに関する請願外二十件（草野一郎君紹介）（第一六七二号）  
平君紹介）（第一六七二号）  
会津高田町の寒冷地手当引上げの請願（平田ヒデ君紹介）（第一六七三号）  
旧海軍特務士官及び准士官の恩給是正に関する請願（松岡嗣吉君紹介）（第一六七四号）  
帰還患者に対する恩給裁定促進に関する請願（五十嵐吉藏君紹介）（第一六七五号）  
恩給額調整に関する請願（唐澤俊樹君紹介）（第一七三三号）  
旧軍人関係恩給の加算制復元に関する請願（赤城宗徳君紹介）（第一七三三号）  
同外四件（奥村又十郎君紹介）（第一七三五号）

同(薄田美朝君紹介)(第一七三六号)  
同外七件(田村元君紹介)(第一七三七号)  
同(千葉三郎君紹介)(第一七三八号)  
同(中馬辰猪君紹介)(第一七三九号)  
同(夏堀源三郎君紹介)(第一七四〇号)  
同外一件(橋本登美三郎君紹介)(第一七四一號)  
同外一件(橋本龍伍君紹介)(第一七四二号)  
同(山口好一君紹介)(第一七四三号)  
滋賀県湖東地区の石炭手当等引上げに關する請願(小林郁君紹介)(第一七四四号)  
彦根市の石炭手当等引上げに關する請願(小林郁君紹介)(第一七四五号)  
帰還患者に対する恩給裁定促進に關する請願(武藤運十郎君紹介)(第一七八三号)  
公務扶助料引上げに關する請願(大森玉木君紹介)(第一七八四号)  
元満州國等の日本人公務員に恩給適用に関する請願(大野市郎君紹介)(第一七八五号)  
傷病恩給受給者の家族加給に關する請願(大野市郎君紹介)(第一八二六号)  
同(中馬辰猪君紹介)(第一八二七号)  
傷病恩給増額に關する請願(大野市郎君紹介)(第一八二八号)  
同(下平正一君紹介)(第一八七八号)

同〈小坂善太郎君紹介〉(第一八七二号)  
同外一件(下平正一君紹介)(第一八七二号)  
同〈高橋等君紹介〉(第一八七三号)  
同〈南好麗君紹介〉(第一八七四号)  
旧軍人關係恩給の加算制復元に關する請願(木村文男君紹介)(第一八一二号)  
同外一件(高橋等君紹介)(第一八一二九号)  
同外一件(橋本登美三郎君紹介)(第一八一三〇号)  
同外七件(木村俊夫君紹介)(第一八六八号)  
同〈林讓治君紹介〉(第一八六九号)  
同〈橋瀬渡君紹介〉(第一八七〇号)  
恩給額調整に關する請願(小坂善太郎君紹介)〔第一八七七号〕  
旧軍人關係恩給の加算制復元に關する請願(大坪保雄君紹介)(第一九三三号)  
同〈高橋禎一君紹介〉(第一九三四号)  
同〈高橋等君紹介〉(第一九三五号)  
同〈原捨思君紹介〉(第一九三六号)  
同〈池田清志君紹介〉(第一九七四号)  
同〈小金義照君紹介〉(第一九七五号)  
同〈古井喜實君紹介〉(第一九七六号)  
同外一件(池田清志君紹介)(第一〇〇三号)  
同〈中馬辰猪君紹介〉(第一一〇〇四号)  
同〈塚原俊郎君紹介〉(第一一〇〇五号)

恩給額調整に關する請願（長谷川四郎君外二名紹介）（第一九三七号）  
同（吉川久衛君紹介）（第一九三八号）  
同（唐澤後樹君紹介）（第一九六二号）  
同（西村彰一君紹介）（第一九六三号）  
同（福田赳夫君紹介）（第一九六四号）  
同（松平忠久君紹介）（第一九六五号）  
同（大坪保雄君紹介）（第二一〇〇一号）  
同（藤枝景介君紹介）（第二一〇〇二号）  
傷病恩給増額に關する請願（大橋武夫君紹介）（第一九三九号）  
同外一件（高橋禎一君紹介）（第一九四〇号）  
同（松本俊一君紹介）（第一九四一号）  
同（櫻内義雄君紹介）（第一九七〇号）  
同（高津正道君紹介）（第一九七一年）  
同（原健三郎君紹介）（第一九七二号）  
会津方部の寒冷地手当引上げ等の請願（平田ヒデ君紹介）（第一九六六年）  
天栄村湯本地区の寒冷地手当引上げの請願（八田貞義君紹介）（第一九六八年）

昭和三十一年五月十八日 来議院会議録第四十四号(その一) 新市町村建設促進法による合併策定除外に関する請願外千六百四十四件領收

元外地鐵道職員に關する恩給法等の特例制定に關する請願（今濱勇君紹介）（第一九六九号）	傷病恩給受給者の家族加給に關する請願（原健三郎君紹介）（第一九七三号）	同（加藤鎌五郎君紹介）（第一一〇〇六号）
駐留軍基地の航空機等による各種騒音被害の補償に關する請願（古川丈吉君紹介）（第二〇〇七号）	恩給額調整に關する請願（小山亮君紹介）（第二〇五九号）	同（原茂吉君紹介）（第二〇六〇号）
同外十件（松平忠久君紹介）（第二一〇一号）	同（山下春江君紹介）（第二一〇二号）	同（原捨思君紹介）（第二一四二号）
同（有田喜一君紹介）（第二一〇三号）	同（渡海元三郎君紹介）（第二一〇四号）	同（松岡松平君紹介）（第二一四三号）
同（小坂善太郎君紹介）（第二一〇五号）	同（山本猛夫君紹介）（第二一〇六号）	元満鉄社員に恩給法適用等に關する請願（愛知揆一君紹介）（第二一〇六七号）
同（田中稔男君紹介）（第二一四一号）	下郷町の寒冷地手当引上げの請願（高木松吉君紹介）（第二一〇六八号）	同（池田禎治君紹介）（第二一〇七号）
停止中の旧軍人恩給支給に關する請願（小笠公詔君紹介）（第二一〇六三号）	傷病恩給増額に關する請願（中崎敏君紹介）（第二一一二号）	同（有馬英治君紹介）（第二一三九号）
旧軍人關係恩給の加算制復元に關する請願外三件（中馬辰猪君紹介）（第二一六四号）	元外地鐵道職員に關する恩給法等の特例制定に關する請願（芳賀貢君紹介）（第二一四〇号）	同（池田清志君紹介）（第二一〇八号）
同外七件（床次徳二君紹介）（第二一六五号）	旧海軍特務士官及び准士官の恩給是正に關する請願（田中稔男君紹介）（第二一四四号）	同（遠藤三郎君紹介）（第二一〇九号）
同外二件（長谷川四郎君紹介）（第二一六六号）	下郷町の寒冷地手当引上げの請願（鈴木周次郎君紹介）（第二一八八号）	同（竹内俊吉君紹介）（第二一一〇号）

恩給額調整に関する請願（河本敏夫  
君紹介）（第二二一七号）

同（倉石忠雄君紹介）（第二二一八  
号）

同（齋藤憲一君紹介）（第二二一九  
号）

同外一件（畠山鶴吉君紹介）（第二二  
二号）

同（原彪君紹介）（第二二四一号）

同（有田喜一君紹介）（第二二五四  
号）

同（小澤佐重喜君紹介）（第二二五五  
号）

同（笛山茂太郎君紹介）（第二二五六  
号）

同（花村四郎君紹介）（第二二五七  
号）

旧軍人關係恩給の加算制復元に関する請願（池田清志君外一名紹介）（第  
二二〇一号）

同（床次徳二君紹介）（第二二二三  
号）

同（福井順一君紹介）（第二二五九  
号）

同（藤枝景介君紹介）（第二二六〇  
号）

同（荒船清十郎君紹介）（第二二六一  
号）

恩給額改訂に関する請願（伊藤鄉  
一君紹介）（第二二五二号）

同（椎熊三郎君紹介）（第二二五三  
号）

恩給額調整に関する請願（荒船清十  
郎君紹介）（第二二八八号）

同（石山權作君紹介）（第二二八九  
号）

同（薩摩雄次君紹介）（第二二九〇  
号）

同（原健三郎君紹介）（第二二九一  
号）

同（濱野清吾君紹介）（第二二九二  
号）

同（今澄勇君紹介）（第二三三四三号）

同（岡崎英城君紹介）（第二三三四四  
号）

同（神近市子君紹介）（第二三三四五  
号）

同（清瀬一郎君紹介）（第二三四六  
号）

同外二件（佐藤榮作君紹介）（第二三  
四七号）

同（山花秀雄君紹介）（第二三四八  
号）

同（小林信一君外四名紹介）（第二三  
九二号）

同（植木庚子郎君紹介）（第二三三  
九三号）

同（黒金泰美君紹介）（第二三三九四  
号）

同（須磨彌吉郎君紹介）（第二三三九五  
号）

同（西村力弥君紹介）（第二三三九六  
号）

同（松岡駒吉君紹介）（第二三三九七  
号）

恩給増額改訂に關する請願（永井勝  
次郎君紹介）（第二二九三号）

同（正木清君紹介）（第二二九四号）

同（小平忠君紹介）（第二三三九五  
号）

同（薄田美朝君紹介）（第二三三五〇  
号）

同（芳賀貢君紹介）（第二三三五一  
号）

旧軍人關係恩給の加算制復元に關する  
請願外二件（池田清志君紹介）（第三二九七  
号）  
同（中馬辰猪君紹介）（第三二九八  
号）  
同（一賀堂進君紹介）（第三二九八  
号）  
同外一件（小泉純也君紹介）（第三二九九  
号）  
同外五件（床次徳二君紹介）（第三二一  
五三号）  
同（中曾根康弘君紹介）（第三二三五四  
号）  
同（永山忠則君紹介）（第三二三五五  
号）  
同（野田武夫君紹介）（第三二三五六  
号）  
同外六件（山本正一君紹介）（第三二  
五七号）  
同（米田吉盛君紹介）（第三二三五八  
号）  
同（灘尾弘吉君紹介）（第三二三九八  
号）  
同（松山義雄君紹介）（第三二三九九  
号）  
旧海軍特務士官及び准士官の恩給是  
正に關する請願（小澤佐重喜君紹  
介）（第三二一九九号）  
同（竹尾式君紹介）（第三二三六〇号）  
元満州國等の日本人公務員に恩給法  
適用に關する請願（松浦東介君紹介）  
（第三二三〇一號）  
傷病恩給受給者の家族加給に關する  
請願（小金義照君紹介）（第三二三五九  
号）  
昭和二十三年六月三三十日以前に給与  
事由の生じた恩給の特別措置に關す  
る法律第三項廃止に關する請願（佐  
竹新市君紹介）（第三二四〇〇号）

恩給額調整に關する請願（高橋等君外十名紹介）（第二四二五号）  
 同（有田喜一君紹介）（第二四二六号）  
 同（河野密君紹介）（第二四二七号）  
 同（竹山祐太郎君紹介）（第二四二八号）  
 同（原健三郎君紹介）（第二四二九号）  
 同（戸塚九一郎君紹介）（第二四二七号）  
 同（菊池義郎君紹介）（第二四五七号）  
 同（外四件（竹山祐太郎君紹介）（第二四五八号）  
 同（外二件（渡辺元三郎君紹介）（第二四五九号）  
 同（並木芳雄君紹介）（第二四六〇号）  
 同（渡邊良夫君紹介）（第二四六一號）  
 同（有田喜一君紹介）（第二四九六号）  
 同（大森玉木君紹介）（第二四九七号）  
 同（徳田寅吉郎君紹介）（第二四九八号）  
 同（中島義君紹介）（第二四九九号）  
 同（南好雄君紹介）（第二五〇〇号）  
 同（山口好一君紹介）（第二五〇一號）  
 同（早稻田柳右エ門君紹介）（第二五〇二号）  
 同（田中彰治君紹介）（第二五〇三号）  
 同（外六件（池田清志君紹介）（第二五〇五号）  
 同（松永東君紹介）（第二四六六号）

傷病恩給増額に關する請願（赤松勇君紹介）（第二四三三号）  
 同（竹山祐太郎君紹介）（第二四六三号）  
 同（傷病恩給受給者の家族加給に關する請願（赤松勇君紹介）（第二四三三号）  
 同（竹山祐太郎君紹介）（第二四六四号）  
 行政機関職員定員法第二条第一項の労働省職員の定数改正に關する請願（石橋政嗣君外一名紹介）（第二四五三号）  
 行政機関職員定員法第二条第一項の建設省職員の定数改正に關する請願（三鍋義三君紹介）（第二四五四号）  
 恩給法の一部改正に關する請願（高瀬傳君紹介）（第二四五五号）  
 同外一件（福永一臣君紹介）（第二五〇三号）  
 旧軍人關係恩給の増額等に關する請願（並木芳雄君紹介）（第二四五六号）  
 同外一件（岡崎英城君紹介）（第二五〇四号）  
 旧軍特務士官及び准士官の恩給は正に關する請願外一件（安藤覺君紹介）（第二四六二号）  
 恩給額調整に關する請願（米田吉盛君外三名紹介）（第二五三五号）  
 同（植村武一君紹介）（第二五三六号）  
 同（高瀬傳君紹介）（第二五三八号）  
 同外二件（河本敏夫君紹介）（第二五三七号）  
 同（古川丈吉君紹介）（第二五六一號）  
 同（山本正一君紹介）（第二五六三号）  
 同（眞鍋義十君紹介）（第二五六七号）  
 旧軍人關係恩給の加算制復元に關する請願（臼井壯一君紹介）（第二五四三号）  
 同（田中彰治君紹介）（第二四三一号）  
 同（辻政信君紹介）（第二五三九号）  
 同（床次徳二君紹介）（第二五四〇号）  
 同（福田篤泰君紹介）（第二五五四号）

傷病恩給増額に關する請願（白井莊七四号）  
 同外一件（小島徹三君紹介）（第二五七五号）  
 同外三件（竹尾式君紹介）（第二五七六号）  
 同（千葉三郎君紹介）（第二五七七号）  
 同（中村庸一郎君紹介）（第二五七八号）  
 同（福井順一君紹介）（第二五七八号）  
 同（早稻田柳右エ門君紹介）（第二五八〇号）  
 同（森清君紹介）（第二六〇〇号）  
 同（正力松太郎君外二名紹介）（第二六〇九号）  
 同（小泉純也君外三名紹介）（第二六一〇号）  
 同（今井耕君紹介）（第二六一一号）  
 同（宇都宮徳馬君紹介）（第二六一二号）  
 同外三件（周東英雄君紹介）（第二六一三号）  
 同（首藤新八君紹介）（第二五六八一号）  
 同（青木正君紹介）（第二五八三号）  
 同（池田清志君紹介）（第二六一八号）  
 同（保科善四郎君紹介）（第二五八二号）  
 同（久野忠治君紹介）（第二七一四号）  
 同（丹羽兵助君紹介）（第二七一三号）  
 同（外二件（加藤鏡五郎君紹介）（第二七〇〇号）  
 同（小林鉢君紹介）（第二七〇一号）  
 同（江崎真澄君紹介）（第二七三八号）  
 同（久野忠治君紹介）（第二七三九号）  
 同（上林山榮吉君紹介）（第二六二二号）  
 同外一件（小笠原三九郎君紹介）（第二七四〇号）  
 同（福水健司君紹介）（第二七四一号）  
 同（大平正芳君紹介）（第二七六二号）  
 同（丹羽兵助君紹介）（第二七六三号）  
 同（久野忠治君紹介）（第二七六四号）  
 同（横井太郎君紹介）（第二七六五号）  
 同（前田房之助君紹介）（第二六一八号）  
 同（八木一郎君紹介）（第二六一九号）  
 同（江崎真澄君紹介）（第二六一九号）  
 同（坊秀男君紹介）（第二六三四号）

傷病恩給増額に關する請願（白井莊同外一件（早稻田柳右エ門君紹介）（第二六四五号）  
 同（佐藤觀次郎君紹介）（第二六七三号）  
 同（田中龍夫君紹介）（第二六七四号）  
 同（中村高一君紹介）（第二六七五号）  
 同（廣川弘禪君紹介）（第二六七六号）  
 同（松浦東介君紹介）（第二六七七号）  
 同（丹羽兵助君紹介）（第二七一三号）  
 同（外二件（加藤鏡五郎君紹介）（第二七〇〇号）  
 同（小林鉢君紹介）（第二七〇一号）  
 同（久野忠治君紹介）（第二七三八号）  
 同（江崎真澄君紹介）（第二七三九号）  
 同（久野忠治君紹介）（第二七三九号）  
 同（大平正芳君紹介）（第二七六二号）  
 同（丹羽兵助君紹介）（第二七六三号）  
 同（久野忠治君紹介）（第二七六四号）  
 同（横井太郎君紹介）（第二七六五号）  
 同（前田房之助君紹介）（第二六一八号）  
 同（八木一郎君紹介）（第二六一九号）  
 同（江崎真澄君紹介）（第二六一九号）  
 同（坊秀男君紹介）（第二六三四号）

傷病恩給増額に關する請願（白井莊同外一件（早稻田柳右エ門君紹介）（第二六四五号）  
 同（佐藤觀次郎君紹介）（第二六七三号）  
 同（田中龍夫君紹介）（第二六七四号）  
 同（中村高一君紹介）（第二六七五号）  
 同（廣川弘禪君紹介）（第二六七六号）  
 同（松浦東介君紹介）（第二六七七号）  
 同（丹羽兵助君紹介）（第二七一三号）  
 同（外二件（加藤鏡五郎君紹介）（第二七〇〇号）  
 同（小林鉢君紹介）（第二七〇一号）  
 同（江崎真澄君紹介）（第二七三八号）  
 同（久野忠治君紹介）（第二七三九号）  
 同（久野忠治君紹介）（第二七三九号）  
 同（大平正芳君紹介）（第二七六二号）  
 同（丹羽兵助君紹介）（第二七六三号）  
 同（久野忠治君紹介）（第二七六四号）  
 同（横井太郎君紹介）（第二七六五号）  
 同（前田房之助君紹介）（第二六一八号）  
 同（八木一郎君紹介）（第二六一九号）  
 同（江崎真澄君紹介）（第二六一九号）  
 同（坊秀男君紹介）（第二六三四号）

昭和三十二年五月十八日 衆議院会議録第四十四号(その一) 新

九九四

- |   |   |
|---|---|
| 同 (中馬辰猪君紹介) (第一八六二号)                            | 同 (德田與吉郎君紹介) (第一九五三号)                       |
| 同 (横路節雄君紹介) (第二七二八号)                            | 同 (木手滿男君紹介) (第二九八六号)                        |
| 同 (筆山茂太郎君紹介) (第二七六七号)                           | 同 (高瀬傳君紹介) (第二九四六号)                         |
| 同 (佐藤觀風病恩給増額に關する請願) (塚原俊郎君紹介) (第二六八一号)          | 同 (木村俊夫君紹介) (第二九四七号)                        |
| 同 (佐藤觀風病恩給増額に關する請願) (小林錦君紹介) (第二七七八七号)          | 同 (高瀬傳君紹介) (第二九四五号)                         |
| 同 (助川良平君紹介) (第二七七八七号)                           | 同 (高瀬傳君紹介) (第二九四九号)                         |
| 同 (高村坂彦君紹介) (第二七七八八号)                           | 同 (木村俊夫君紹介) (第二九五〇号)                        |
| 同外一件 (栗山博君紹介) (第二一七八九号)                         | 同 (竹谷源太郎君紹介) (第二九五二号)                       |
| 同 (佐々木更三君紹介) (第二一七八九号)                          | 同 (林護治君紹介) (第二九〇三号)                         |
| 同 (春日一幸君紹介) (第二一七八九号)                           | 同 (村松久義君紹介) (第二九〇四号)                        |
| 同 (佐々木更三君紹介) (第二一七八九号)                          | 同 (菊地泰之輔君紹介) (第二九二八号)                       |
| 同外一件 (田中利勝君紹介) (第二一七八九号)                        | 同 (竹谷源太郎君紹介) (第二九二九号)                       |
| 同 (清瀬一郎君紹介) (第二一七八九号)                           | 同 (鈴木登美三郎君紹介) (第二九五六号)                      |
| 同 (八百板正君紹介) (第二一七八九号)                           | 同 (橋本登美三郎君紹介) (第二九五六号)                      |
| 同 (廣瀬正雄君紹介) (第二一七八九号)                           | 同 (内海安吉君紹介) (第二一九四四号)                       |
| 同 (河上丈太郎君紹介) (第二一七八九号)                          | 同 (竹井政吉君紹介) (第二一九四四号)                       |
| 同 (大石武一君紹介) (第二一七八九号)                           | 同 (鈴木直人君紹介) (第二一九八四号)                       |
| 同 (廣瀬正雄君紹介) (第二一七八九号)                           | 同 (松井政吉君紹介) (第二一九八四号)                       |
| 同 (木村俊夫君紹介) (第二一九五一号)                           | 同 (小川半次君紹介) (第二一九〇五号)                       |
| 同 (高瀬傳君紹介) (第二一九五二号)                            | 同 (小金義照君紹介) (第二一九五二号)                       |
| 同 (木手滿男君紹介) (第二一九五二号)                           | 同 (赤松勇君紹介) (第二一九五二号)                        |
| 同 (日本医療團職員に恩給法適用等に關する請願) (亀山孝一君紹介) (第二一九五五号)    | 同 (日本医療團職員に恩給法適用等に關する請願) (赤松勇君紹介) (第二一九五五号) |
| 同 (日本医療團職員に恩給法適用等に關する請願) (赤松勇君紹介) (第二一九五五号)     | 同 (神田大作君紹介) (第二一五一号)                        |
| 同 (日本医療團職員に恩給法適用等に關する請願) (三宅正一君外三名紹介) (第二一九五五号) | 同 (八木一郎君紹介) (第二一五一号)                        |
| 同 (池田清志君紹介) (第一一二号)                             | 同 (神田大作君紹介) (第二一五一号)                        |
| 印章法及び印章師法制定に關する請願 (小西寅松君紹介) (第七八号)              | 同 (八木一郎君紹介) (第七九号)                          |
| 同 (同) (第七九号)                                    | 同 (同) (第七九号)                                |

私文書偽造行使等の不起訴処分に關する請願（吉屋貞雄君紹介）（第一六九号）

戰犯釈放に關する請願（砂田重政君紹介）（第二三四号）

人權擁護に關する請願（加賀田進君紹介）（第三四五号）

前橋地方法務局沼田支局合新築の請願（藤枝泉介君紹介）（第五三七号）

宇都宮地方裁判所真岡支部合新築に關する請願（山口好一君紹介）（第九三一號）

印鑑法制定並びに戸籍手數料増額に關する請願（徳田與吉郎君紹介）（第一一〇〇号）

鹿児島地方法務局大口出張所移転改築等に關する請願（池田清志君紹介）（第一一〇〇号）

刑事訴訟法の一部改正に關する請願（松本七郎君紹介）（第一八〇四号）

司法官等の待遇改善に關する請願（原健三郎君紹介）（第二六四八号）

若松刑務支所移転に關する請願（八田貞義君紹介）（第二八五〇号）

恩赦審議会設置に關する請願（中村高一君紹介）（第三〇九〇号）

同（高瀬傳君紹介）（第三一〇八号）

同（高瀬傳君紹介）（第三一六四号）

不起訴处分に關する請願（河野金昇君紹介）（第三二一九号）

義務教育費全額國庫負担に關する請願（八田貞義君紹介）（第八八号）

児童生徒の災害補償法制定に關する請願（加藤鎌五郎君紹介）（第八九号）

学校保健法制定に關する請願（加藤鎌五郎君紹介）（第九〇号）

教育財政の確立に関する請願（加藤  
鎌五郎君紹介）(第九一號)  
高等学校の危険校舎改革等に関する  
請願（古井喜實君紹介）(第二四〇  
號)  
中学校屋内運動場建設費国庫補助増  
額に関する請願（徳田與吉郎君紹  
介）(第二四一號)  
学校事務職員の身分保障に関する請  
願（五島虎雄君紹介）(第三五五號)  
学校周囲の建築物の用途制限等に關  
する請願（池田清志君紹介）(第四六  
八號)  
公立大学の整備促進に関する請願  
(鈴木周次郎君紹介) (第四六九號)  
義務教育費全額国庫負担に関する請  
願（栗山博君紹介）(第四七〇號)  
同（鈴木直人君紹介）(第四七一號)  
高等学校の定期制教育及び通信教育  
に対する国庫補助の請願（加藤精三  
君紹介）(第六二〇號)  
義務教育費全額国庫負担に關する請  
願（山下春江君紹介）(第六三五號)  
学校事務職員の身分保障に關する請  
願（田中武夫君紹介）(第七四三號)  
高等学校の危険校舎改革等に關する  
請願（足鹿覺君紹介）(第八〇九號)  
中学校雨天体操場建設補助金に關す  
る請願（徳田與吉郎君紹介）(第九三  
三號)  
学校給食法の一部改正等に關する請願  
(加藤鎌五郎君紹介) (第九三四號)  
大学院育英園係費増額に關する請願  
(伊藤卯四郎君紹介) (第一六七八  
號)  
義務教育学校の教科書無償配付に關  
する請願（北山愛郎君紹介）(第一九  
〇八號)

べき地教育振興法の一部改正に關する  
請願（池田清志君紹介）(第二三〇  
七號)  
羽田沿岸地区公立小中学校的防音設  
備に關する請願（松岡駒吉君紹介）  
(第二五五五號)  
学級兒童定員の適正化に關する請願  
(原健三郎君紹介) (第二六五六號)  
小学校の家庭科教育振興に關する請  
願（坂田道太君紹介）(第二七四二  
號)  
特殊教育の振興促進に關する請願外  
二件（小牧次生君紹介）(第三〇六八  
號)  
学校統合に伴う施設費国庫負担に關  
する請願（永山忠則君紹介）(第三一  
一〇號)  
へき地教育振興予算増額等に關する  
請願（池田清志君紹介）(第三一七  
一號)  
義務教育学校の屋内体操場建設費國  
庫補助に關する請願（徳田與吉郎君  
紹介）(第三一七二號)  
宗二十四号内務、文部次官通牒再  
発行等に關する請願（野依秀市君外  
七名紹介）(第三一六六號)  
柔道振興に關する請願（長谷川四郎  
君紹介）(第三三三號)  
同（橋瀬渡君紹介）(第三二二四號)  
同（橋瀬渡君紹介）(第三二二四號)  
同（今村等君紹介）(第三〇九七號)  
同（阿左美廣治君紹介）(第三一二  
七號)  
同（水谷長三郎君紹介）(第三一九  
五號)  
同（前田榮之助君紹介）(第三一九  
四號)  
同（野田武夫君紹介）(第三二四一  
號)  
同（足鹿覺君紹介）(第三二四二號)  
同（北山愛郎君紹介）(第三二四三  
號)

に關する請願（徳田與吉郎君紹介）  
(第二九〇號)  
ココム制限撤廃に關する請願（鈴木  
善幸君紹介）(第一九三號)  
中小企業に対する融資わく拡大等に  
關する請願（鈴木善幸君紹介）(第二  
九四號)  
黒又川第二発電所着工促進に關する  
請願（田中角栄君紹介）(第四一四  
號)  
仙台火力発電所の早期建設に關する  
請願（愛知揆一君紹介）(第五〇五  
號)  
天災による被害中小企業者等の資金  
融通に關する請願（池田清志君紹  
介）(第五〇六號)  
電力料金の地域差設定に關する請願  
(栗山博君紹介) (第五一二號)  
同（鈴木直人君紹介）(第五一三號)  
同（山下春江君紹介）(第六七六號)  
黒又川第二発電所着工促進に關する  
請願（田中角栄君紹介）(第六七  
七號)  
佐渡海峡海底送電実現促進に關する  
請願（北玲吉君紹介）(第八四一號)  
ココム制限撤廃に關する請願（菅野  
和太郎君紹介）(第九五七號)  
揮発油の適正価格に關する請願（關  
谷勝利君紹介）(第一〇六五號)  
同（中居英太郎君紹介）(第一〇六六  
號)  
同（井谷正吉君紹介）(第二〇  
九六號)  
同（今村等君紹介）(第三〇九七號)  
同（阿部五郎君紹介）(第三〇九五  
號)  
同（外一件（井谷正吉君紹介）(第二  
〇〇七號)  
バナナ輸入外貨資金の適正割当実施  
に關する請願（田中利勝君紹介）(第  
三〇三三號)  
固定抵抗器の技術提携反対に關する  
請願外一件（吉川久衛君紹介）(第三  
〇〇七號)  
同（大村清二君紹介）(第三一八六  
號)  
同（菅太郎君紹介）(第三一八七號)  
同（遠藤三郎君紹介）(第三一八五  
號)  
同（白井莊一君紹介）(第三一八四  
號)  
同（遠藤三郎君紹介）(第三一八五  
號)  
同（大村清二君紹介）(第三一八六  
號)  
同（菅太郎君紹介）(第三一八七號)  
同（小林鈴君紹介）(第三一八八號)  
同（五島虎雄君紹介）(第三一八九  
號)  
同（水谷勝次郎君紹介）(第三一九〇  
號)  
同（保科善四郎君紹介）(第三一九  
一號)  
同（外二件（八田貞義君紹介）(第三  
一九一號)  
同（松原喜之次君紹介）(第三一九三  
號)  
同（前田榮之助君紹介）(第三一九四  
號)  
同（野田武夫君紹介）(第三二四一  
號)  
同（足鹿覺君紹介）(第三二四二號)  
同（北山愛郎君紹介）(第三二四三  
號)

同外一件（井谷正吉君紹介）(第二  
〇〇七號)  
同（今澄勇君紹介）(第三一二九號)  
同（石坂繁君紹介）(第三一二八號)  
同（阿左美廣治君紹介）(第三一二  
七號)  
同（水谷長三郎君紹介）(第三一九  
五號)  
同（前田榮之助君紹介）(第三一九  
四號)  
同（野田武夫君紹介）(第三二四一  
號)  
同（足鹿覺君紹介）(第三二四二號)  
同（北山愛郎君紹介）(第三二四三  
號)

昭和三十一年五月十八日 衆議院会議録第四十四号(その一) 国立国会図書館蔵  
中小企業金融の強化に関する講題 会における審査の結果を簡単に御報告

会における審査の結果を簡単に御報告申し上げます。

(小枝一雄君紹介) (第三二三九号)  
固定抵抗器の技術提携反対に關する  
諸願 (椎熊三郎君紹介) (第三一九七)

同(辻原弘市君紹介)(第三一九八号)

○議長（益谷秀次君） 山中君の動議に  
御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり  
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認  
めます。よつて、日程は追加せられま  
した。

〔報告書は会議録追録に掲載〕  
○議長（益谷秀次君） 各請願は委員長の報告を省略して採択することとし、  
向種の議案議決の結果採択とみなすもの整理については議長に一任するに  
御異議ありませんか。

議院運営委員長の国立国会図書館  
法第十一條第二項による審査の  
結果報告

図書館の活動状況について申し上げます。国会における審査の結果を簡単に御報告しますと、第一に、文部図書館についてであります。先般、防衛庁、警備監視部が新たに文部図書館となりまして、行政及び司法の各部門に置かれる文部図書館は会計二十八となり、加うるに予算の面においても増額があり、中央各官庁間の資料の有機的な連係と組織化、資料の交流、総合活用がさらに活性化し得る状況となつて参りました。

第二に、国会に対する調査及び立法調査事仕陣容の整備をはかるため、前年の専門調査員十四名の増員に加え、さらに調査員十四名の増加を行い、業務の遂行に万全を期し得るようになつたのであります。

第三に、科学技術文献の整備と地方センターの増設強化につきましては、現下わが国の重要な課題となつております科学技術の振興の要望にこたえて、この年度内に科学技術関係図書資料約六千冊の増加をはかり、その他マイクロフィルム、マイクロカード、マイクロプリント等の増加をはかったのであります。さらに、地方における学術、文化、産業等の振興に寄与するための科学技術文献センターは、現在札幌、仙台、名古屋、大阪、福岡に設置いたしておりますが、新たにこれを岡山に新設し、また既存の大坂、仙台のセンターを増強いたしたのであります。

第四に、日本とアメリカ合衆国との間の政府出版物交換に関する取りきめについてであります。日米間の政府出版物の交換は、従来、国会図書館と米国議会図書館との了解のもとに、いわ

非公式な形で行われておつたのであります。が、米国務省からこれを正式な取りきめとしたい旨の申し入れがありまして、昨年九月五日公文の交換を行ふに至りました。この取りきめによりまして、正式に国会図書館が米国との政府出版物の日本においての交換当事者となつたのであります。なお、政府出版物の交換に関する正式の取りきめをいたしたのは、わが国最初のことであります。

最後に、図書館の新館建築の進行についてであります。これは、昭和二十九年度の整地工事、昭和三十年度のくい打ち工事に続き、いよいよ基礎的な主体工事にかかるのであります。右の工事費の合計は二億二千四百五十万円余であります。

以上述べました通り、国会図書館

○議長（益谷秀次君） 会期延長の件につきお諮りいたします。本国会の会期は本日をもって終了いたすことになりますが、明十九日一日間会期を延長いたしたいと存じ、これを発議いたします。  
採決いたします。会期を一日間延長するに御異議ありませんか。  
「異議なし」と呼ぶ者あり  
○議長（益谷秀次君） 御異議なしと認めます。よつて、会期を一日間延長するに決しました。

○議長（益谷秀次君） 本日はこれにて散会いたします。

午後十一時五十五分散会

出席國務大臣

農林大臣

井出一太郎君

厚生政務次官 中垣 國男君  
厚生省公衆衛生局環境衛生部長 楠本 正康君  
通商産業政務次官 長谷川四郎君

朗読を省略した報告

一、昨十七日国会において承認することと議決した次の件を内閣に送付し、その旨參議院に通知した。

日本国とノルウェーとの間の通商航海条約の批准について承認を求める件

関税及び貿易に関する一般協定の改正に關する諸議定書の受諾について承認を求める件

貿易協力機関に関する協定の受諾について承認を求める件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本

国とアメリカ合衆国との間の条約の補足議定書の締結について承認を求めるの件  
一、昨十七日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。  
旅館業法の一部を改正する法律  
一、昨十七日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。  
一千九百五十三年十月一日にはソンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾について承認を求めるの件  
国際原子力機関憲章の批准について承認を求めるの件  
特殊核物質の貸貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の第二次協定の締結について承認を求めるの件  
特殊核物質の貸貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定第一条の特例に関する公文の交換について承認を求めるの件  
一、昨十七日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。  
引揚者給付金等支給法  
生糸製造設備臨時措置法  
蚕糸業法の一部を改正する法律  
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律  
中小企業の資産再評価の特例に関する法律  
一、昨十七日、内閣から、蚕糸業振興審議会委員に本院議員吉川久衛君、同栗原俊夫君、同助川良平君、同柄木健



決算委員長青野武一君解任決議案

(生田宏一君外六名提出)

一、今十八日委員長から提出した議案は次の通りである。

国会議員の秘書の給料等に関する法律案

(議院運営委員長提出)

国会閉会中委員会が審査を行う場合

の委員の審査雜費に関する法律案

(議院運営委員長提出)

衆議院事務局職員定員規程の一部を

改正する規程案(議院運営委員長提

出)

一、昨十七日議員から提出した質問主

意書は次の通りである。

公職選挙に関する質問主意書(井堀繁雄君提出)

# 官報号外 昭和三十二年五月十八日

○第二十六回

## 衆議院会議録第四十四号(その二)

[本号(その一)参照]

[請願日程]

(地方行政委員会)

- 一 新市町村建設促進法による合併策定除外に関する請願(池田清志君紹介)(第八号)
- 二 鶴山村の町村合併に関する請願(池田清志君紹介)(第九号)
- 三 在美群島復興事業に関する請願(池田清志君紹介)(第一〇号)
- 四 地方税法の一部改正に関する請願(八田貞義君紹介)(第七五号)
- 五 スキーリフト利用税撤廃に関する請願(岡良一君紹介)(第七六号)
- 六 地方財政確立に関する請願(徳田與吉郎君紹介)(第二二二号)
- 七 地域給制度適正化に関する請願(徳田與吉郎君紹介)(第二二二号)
- 八 地方財政確立に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第二二三三号)
- 九 地方債及び公債費対策確立に関する請願(鈴木直人君紹介)(第四四号)
- 一〇 地方税法の一部改正に関する請願(鈴木直人君紹介)(第四六号)
- 一一 同(栗山博君紹介)(第四六号)
- 一二 同(助川良平君紹介)(第五三六号)
- 一三 同(栗山博君紹介)(第五六号)
- 一四 地方公共團体臨時職員の身分確立に関する請願(池田頼治君紹介)(第六三〇号)
- 一五 公債費対策に関する請願(片島清十郎君紹介)(第七九八号)
- 一六 消防施設整備費国庫補助申請に関する請願(徳田與吉郎君紹介)(第九二七号)
- 一七 児童福祉司の身分保障に関する請願(山本猛夫君紹介)(第一〇九七号)
- 一八 大口市営火葬場新築費起債承認に関する請願(池田清志君紹介)(第一一九八号)
- 一九 新市町村公報機關としての有線放送電話の建設等に関する法律制定の請願(鈴木直人君紹介)(第一五一〇号)
- 二〇 新市町村公報機関としての有線放送電話の建設等に関する法律制定の請願(鈴木直人君紹介)(第一四五二号)
- 二一 美里村役場庁舎建築事業費起債増額に関する請願(荒船清十郎君紹介)(第一七四七号)
- 二二 御調町西部三地区の三原市合併促進に関する請願(佐竹新市君紹介)(第一八三二号)
- 二三 大口市簡易水道施設費等起債に関する請願(中馬辰猪君紹介)(第一八三二号)
- 二四 地方公共團体臨時職員の身分確立に関する請願(徳安實藏君紹介)(第一九四二号)
- 二五 同(草野一郎君紹介)(第二二九八号)
- 二六 同(草野一郎君紹介)(第二三六四号)

- 二七 新市町村建設促進の財源措置に関する請願(草野一郎君紹介)(第二三六四号)
- 二八 同(井岡大治君紹介)(第二二〇七号)
- 二九 行政書士法の一部改正に関する請願(門司亮君紹介)(第二一三号)
- 三〇 地方公共團体臨時職員の身分確立に関する請願外二件(内藤友明君紹介)(第二三二四号)
- 三一 同(石山耕作君紹介)(第二一四八号)
- 三二 上里村役場庁舎建築設計変更による追加起債に関する請願(荒船清十郎君紹介)(第二二二号)
- 三三 大工、左官及び板金業者の事業税軽減に関する請願(大矢省三君紹介)(第二三〇四号)
- 三四 同(北山愛郎君紹介)(第二三〇五号)
- 三五 同(徳田與吉郎君紹介)(第二二三六三号)
- 三六 公債費合理化等に関する特別措置法制定に関する請願(草野一郎君紹介)(第二二九九号)
- 三七 新市町村建設促進の財源措置に関する請願(草野一郎君紹介)(第二二九八号)
- 三八 地方交付税率引上げに関する請願(草野一郎君紹介)(第二三六五号)
- 三九 妻沼町の道築排水路等補修工事費起債承認に関する請願(荒船清十郎君紹介)(第二二三六七号)
- 四〇 地方財政再建促進等に関する請願(徳田與吉郎君紹介)(第二四三六号)
- 四一 地方交付税率改正に関する請願(坂田道太君紹介)(第二二五〇七号)
- 四五 地方交付税率引上げに関する特別措置法制定に関する請願(坂田道太君紹介)(第二五〇八号)
- 四三 新市町村建設促進の財源措置に関する請願(坂田道太君紹介)(第二五〇九号)
- 四五 地方公共團体臨時職員の身分確立に関する請願(赤澤正道君紹介)(第二五四六号)
- 四五 同(古井喜實君紹介)(第二六二六号)
- 四五 旧絹村南部地区の結城市に分村合併反対に関する請願(小平久雄君紹介)(第二六五一号)
- 四五 行政書士法の一部改正に関する請願(林博君紹介)(第二五六号)
- 五六 固定資産税賦課期日後の所持移転に伴う納稅義務に関する請願(徳田與吉郎君紹介)(第三二一五号)
- 五六 同(小枝一雄君紹介)(第三二一四号)
- 五六 地方交付税率引上げ及び単位費用適正化に関する請願(小枝一雄君紹介)(第三二一七八号)
- 五六 公債費合理化等に関する特別措置法制定に関する請願(小枝一雄君紹介)(第三二一七八号)
- 五六 同(松平忠久君紹介)(第二九三一号)
- 五六 同(吉川久衛君紹介)(第二九五八号)
- 五六 同(下平正一君紹介)(第二九八七号)
- 五六 同(平野一郎君紹介)(第二二九八号)
- 五六 同(原茂君紹介)(第二二九八号)
- 五六 同(岩井君紹介)(第二二九八号)
- 五六 石徹白村の合併に関する請願(平野三郎君紹介)(第二二九八号)
- 五六 神坂村の岐阜県編入反対に関する請願(西村彰一君紹介)(第三〇二七号)
- 五六 森田町の福井市編入反対に関する請願(奥村又十郎君紹介)(第三〇四九号)
- 五六 岩舟村静和地区の一部大平村合併に関する請願(山口好一君紹介)(第三一〇七号)
- 五六 公債費支出軽減に関する請願(徳田與吉郎君紹介)(第三一〇七号)
- 五六 所有權移転に伴う固定資產税の納稅義務に関する請願(山口丈太郎君紹介)(第三一六二号)
- 五六 給与改訂に伴う財源措置に関する請願(小枝一雄君紹介)(第三二二三号)
- 五六 新市町村育成方策確立に関する請願(小枝一雄君紹介)(第三二一五号)
- 五六 計定資産税賦課期日後の所持移転に伴う納稅義務に関する請願(徳田與吉郎君紹介)(第三二一五号)
- 五六 同(小枝一雄君紹介)(第三二一五号)
- 五六 軍縮及び原水爆実験禁止に関する請願(松本七郎君紹介)(第二八〇号)
- 五六 原水爆禁止及び被災者援護に関する請願(三鍋義三君紹介)(第一六二七号)
- 五六 同(池田清志君紹介)(第二二〇九号)



六〇 同(久野忠治君紹介)(第二 一一四号)	六一 仙台市に葉たばこ再乾燥場 設置に関する請願(愛知揆一君 紹介)(第二〇七四号)	六二 国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に関する請願 (有馬輝武君紹介)(第一一九二 号)	六三 同(矢尾喜三郎君紹介)(第 二一九三号)	六四 どぶろく密造防止対策に関する請願(八田貞義君紹介)(第一 三三七一号)	六五 同(平田ヒデ君紹介)(第二 三九一号)	六六 姫路港開港指定に関する請 願外一件(堺川恭平君紹介)(第 二二三六号)	六七 燃寸に対する物品税撤廃に 関する請願(有馬輝武君紹介) (第二五二三号)	六八 機械漉和紙に物品税課税反 対の請願外三件(有馬輝武君紹 介)(第二五一四号)	六九 前原町の旧鉄道連隊用地払 下げに関する請願(臼井莊一君 紹介)(第二五四七号)	七〇 国民金融公庫法による事業 資金貸付の在日朝鮮人に適用等 に関する請願(藤枝泉介君紹 介)(第二五八七号)	七一 物品税撤廃に関する請願 (小山長規君外三名紹介)(第二 六一八号)	七二 所得税法の改正に関する請 願(原健三郎君紹介)(第二六 五〇号)	七三 国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に関する請願 外一件(八木一郎君紹介)(第二 六五三号)	七四 農業所得税の適正化等に する請願外十件(栗原俊夫君紹 介)(第二九二号)	
七五 化粧品の物品税減免に関する請願(小山長規君紹介)(第二 六八三号)	七六 乳製品用砂糖消費税免除措 置存続に関する請願外一件(田 中武夫君紹介)(第二六八四号)	七七 前原町の旧鐵道連隊用地払 下げに関する請願(吉川兼光君 紹介)(第二七二九号)	七八 ラジオ小売店の組立ラジオ に対する組立課税撤廃に関する 請願(荒船清十郎君紹介)(第一 八一八号)	七八 冷蔵器の物品税撤廃に関する請 願(荒船清十郎君紹介)(第二 二八一九号)	八〇 乳製品用砂糖消費税免稅措 置存続に関する請願(加藤清二 君紹介)(第二八二〇号)	八一 運動具に対する物品税撤廃 に関する請願(櫻内義雄君紹介) (第二五二二号)	八二 同(内藤友明君紹介)(第二 八六三号)	八三 運動具に対する物品税撤廃 に関する請願(古川丈吉君紹介) (第二九六〇号)	九一 同(今村等君紹介)(第三 五五号)	九二 同(今村等君紹介)(第三 五六号)	九三 同(今村等君紹介)(第三 五七号)	九四 たばこ耕作に関する請願外 一件(今村等君紹介)(第三 五八号)	九五 同(今村等君紹介)(第三 五九号)	九六 同(今村等君紹介)(第三 六〇号)	
九七 同(今村等君紹介)(第三 六一号)	九八 入場税減免に関する請願 (春日一幸君紹介)(第三二五九 号)	九九 建物及び土地の所有権に關 する請願(島上善五郎君紹介) (第二〇七五号)	一〇 同(保科善四郎君紹介)(第 二六八号)	一一 同(保科善四郎君紹介)(第 二六九号)	一二 同(保科善四郎君紹介)(第 二七〇号)	一二 同(保科善四郎君紹介)(第 二七一号)	一二 同(保科善四郎君紹介)(第 二七二号)	一二 同(保科善四郎君紹介)(第 二七三号)	一二 同(保科善四郎君紹介)(第 二七四号)	一二 同(保科善四郎君紹介)(第 二七五号)	一二 同(保科善四郎君紹介)(第 二七六号)	一二 同(保科善四郎君紹介)(第 二七七号)	一二 同(保科善四郎君紹介)(第 二七八号)	一二 同(保科善四郎君紹介)(第 二七九号)	
一三 同(伊藤郷一君紹介)(第三 四号)	一四 同(伊藤郷一君紹介)(第三 五号)	一五 同(大平正芳君紹介)(第三 六号)	一六 同(小笠原八十美君外一名 紹介)(第三七号)	一七 同(小平久雄君紹介)(第三 八号)	一八 同(瀬戸山三男君紹介)(第 三九号)	一九 同(山中貞則君紹介)(第三 一〇号)	二〇 同(田中角榮君紹介)(第四 一号)	二一 同(橋本龍伍君紹介)(第四 二号)	二二 同(仲川房次郎君紹 介)(第四三号)	二三 同(松治郎君紹介)(第九五 号)	二四 同(松治郎君紹介)(第九五 号)	二五 同(池田清志君紹介)(第三 三九号)	二六 同(木村俊夫君紹介)(第三 三九号)	二七 同(木村俊夫君紹介)(第三 三九号)	
二八 同(木村俊夫君紹介)(第三 三九号)	二九 同(木村俊夫君紹介)(第三 三九号)	三〇 同(木村俊夫君紹介)(第三 三九号)	三一 同(木村俊夫君紹介)(第三 三九号)	三二 同(木村俊夫君紹介)(第三 三九号)	三三 同(木村俊夫君紹介)(第三 三九号)	三四 同(木村俊夫君紹介)(第三 三九号)	三四 同(木村俊夫君紹介)(第三 三九号)	三四 同(木村俊夫君紹介)(第三 三九号)	三四 同(木村俊夫君紹介)(第三 三九号)	三四 同(木村俊夫君紹介)(第三 三九号)	三四 同(木村俊夫君紹介)(第三 三九号)	三四 同(木村俊夫君紹介)(第三 三九号)	三四 同(木村俊夫君紹介)(第三 三九号)	三四 同(木村俊夫君紹介)(第三 三九号)	
三五 特殊漁船乗組員の戦没者遺 族援護に関する請願(片島島港君 紹介)(第三五七号)	三六 石鎚国定公園の施設整備に 關する請願(田中伊三次君紹介) (第三六三号)	三七 生活保護世帯に対する特別 措置の請願(田中伊三次君紹介) (第三六三号)	三八 戰傷病者援護の單獨法制定 に関する請願(木村俊夫君紹介) (第三六九号)	三九 同(田子一民君紹介)(第三 九〇号)	四〇 同(福井順一君紹介)(第三 九〇号)	四一 勤留同胞引揚者の援護対策 拡充に関する請願(愛知揆一君 紹介)(第四七三号)	四二 結核公費負担に関する請願 (池田清志君紹介)(第四七五号)	四三 奔美群島の医療対策に関する 請願(伊東隆治君紹介)(第四 七六号)	四五 国立療養所等の賄費増額に 關する請願(大村清一君紹介)(第四 七七号)	四五 国立療養所等の賄費増額に 關する請願(大村清一君紹介)(第四 七七号)	四五 国立療養所等の賄費増額に 關する請願(大村清一君紹介)(第四 七七号)	四五 国立療養所等の賄費増額に 關する請願(大村清一君紹介)(第四 七七号)	四五 国立療養所等の賄費増額に 關する請願(大村清一君紹介)(第四 七七号)	四五 国立療養所等の賄費増額に 關する請願(大村清一君紹介)(第四 七七号)	四五 国立療養所等の賄費増額に 關する請願(大村清一君紹介)(第四 七七号)

二八 老人福祉法制定に関する請 願(田子一民君紹介)(第二五 一號)	二九 同(八木一男君紹介)(第三 一〇号)	二九 同(中島茂喜君紹介)(第二 一〇号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)												
二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)
二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)
二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)
二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)	二九 同(山崎巖君紹介)(第三 二二号)

昭和三十二年五月十八日 衆議院会議録第四十四号(その一)

- 四五 中国、ソ連関係戦犯帰國者の  
の援護に關する請願（中馬辰猪  
君紹介）（第四八〇号）

四六 奄美大島地区戦没者遺族に  
死亡時給与金支給に關する請願  
（山中貞則君紹介）（第四八一号）

四七 戰傷病者援護の単独法制定  
に關する請願（小澤佐重喜君紹  
介）（第五四七号）

四八 横須賀市の社会保険診療報  
酬単価申地復活に關する請願（小  
泉純也君紹介）（第六三七号）

四九 国立療養所等の賄費増額に  
關する請願（橋美次郎君紹介）  
（第六四〇号）

五〇 国立病院等に准看護婦の進  
学コース設置に關する請願（松  
本俊一君紹介）（第六四二号）

五一 國立病院等における看護婦  
の産休のための定員確保に關す  
る請願（松本俊一君紹介）（第六  
四三号）

五二 戰傷病者援護の単独法制定  
に關する請願（池田禎治君紹介）  
（第六五五号）

五三 同（徳田與吉郎君紹介）（第  
六五五号）

五四 同（山本正一君紹介）（第六  
五八号）

五六 同（吉川兼光君紹介）（第七  
四四号）

五七 横須賀市の社会保険診療報  
酬単価申地復活に關する請願  
（志村茂治君紹介）（第七五九号）

五八 保健所費国庫補助増額に關  
する請願（井谷正吉君紹介）（第  
八一四号）

五九 薬事法改正に關する請願  
（眞鍋勝次君紹介）（第八一九号）

六〇 奄美大島地区戦没者遺族に  
死亡時給与金支給に關する請願  
（伊東隆治君紹介）（第八六七号）

六一 生活保護法の最低生活基準  
額引上げの請願（芳賀貢君  
紹介）（第一一〇号）

六二 國立療養所等の賄費増額に  
關する請願（内藤友明君紹介）  
（第九〇四号）

六三 戰傷病者援護の単独法制定  
に關する請願（井谷正吉君紹介  
介）（第九〇一号）

六四 指定医薬品以外の医薬品販  
売業者の資格法文化等に關する  
請願（山下榮一君紹介）（第九八  
七号）

六五 児沿地区簡易水道工事費国  
庫補助に關する請願（芳賀貢君  
紹介）（第一一〇六号）

六六 戰傷病者援護の単独法制定  
に關する請願（清瀬一郎君紹介  
（第一一一〇号）

六七 國立病院等における看護婦  
の産休のための定員確保に關す  
る請願（柳田秀一君紹介）（第一  
一一八号）

六八 生活保護法の最低生活基準  
額引上げの請願（柳田秀一君紹  
介）（第一一九〇号）

六九 國立病院等に准看護婦の進  
学コース設置に關する請願外一  
件（岡本隆一君紹介）（第一一二  
六号）

七〇 同（河野正君紹介）（第一二  
二七号）

七一 同（滝井義高君紹介）（第一  
一二八号）

七二 同外一件（岡良一君紹介  
（第一二三二号）

七三 同外二件（佐竹時記君紹介  
（第一二三三号）

七五 同（中井德次郎君紹介）（第一  
一三一五号）

七八 同（堂森芳夫君紹介）（第一  
三一四号）

七八 同（中井德次郎君紹介）（第一  
一三一五号）

七八 同（堂森芳夫君紹介）（第一  
三一四号）

七八 同（中井德次郎君紹介）（第一  
一六六号）

- 七七 同(長谷川保君紹介)第一  
 三一七号

七八 同(松平忠久君紹介)第二  
 三一八号

七八 同(外三件(三宅正一君紹介)  
 (第一三一九号))

八〇 国立病院等における看護婦  
 の産休のための定員確保に関する  
 請願(亀山孝一君紹介)(第二  
 二三九号)

八一 同(河野正君紹介)(第一  
 三〇号)

八二 同外二件(中川俊思君紹介)  
 (第二二三三一号)

八三 同(小川半次君紹介)(第一  
 三〇一号)

八四 同外一件(櫻井奎夫君紹介)  
 (第二三〇二号)

八五 同外三件(松平忠久君紹介)  
 (第二三〇三号)

八六 同(三宅正一君紹介)(第一  
 三〇四号)

八七 同(八木一男君紹介)(第一  
 三〇五号)

八八 同外五件(横錢重吉君紹介)  
 (第二三〇六号)

八九 国立療養所等の賄費増額に  
 関する請願(田中武夫君紹介)  
 (第二三三三二号)

九〇 同(久保田豊君紹介)(第一  
 三七〇号)

九一 同外一件(福田赳夫君紹  
 介)(第一三八六号)

九二 同(岡崎英城君紹介)(第一  
 一四四一一号)

四五〇号)

九三 同(加藤鏡五郎君紹介)(第  
 一四四一一号)

九四 同(中曾根康弘君紹介)(第  
 一四四二号)

九五 同(三宅正一君紹介)(第一  
 四四三号)

九六 同(山花秀雄君紹介)(第一  
 四四四号)

- 九七 国立病院等における看護婦の産休のための定員確保に関する講演外一件(床次徳二君紹介)(第二三七二号)

九八 同外一件(加藤録五郎君紹介)(第一四四七号)

九九 國立病院等に准看護婦の進学コース設置に関する講演外一件(床次徳二君紹介)(第一三七三号)

一〇〇 国立療養所等における看護婦の定員増加に関する講演(福田赳夫君紹介)(第一三七九号)

一〇一 同(中曾根康弘君紹介)(第一四五五号)

一〇二 同外一件(山花秀雄君紹介)(第一四五五号)

一〇三 役遺患者の生活保障に関する講演(福田赳夫君紹介)(第一三八〇号)

一〇四 同(中曾根康弘君紹介)(第一四五六号)

一〇五 国立療養所等における医師定員の増加及び待遇改善に関する講演(福田赳夫君紹介)(第一三四一號)

一〇六 同(中曾根康弘君紹介)(第一四六四号)

一〇七 結核回復者に対する職及び住宅確保に関する講演外一件(福田赳夫君紹介)(第一三八二号)

一〇八 同(中曾根康弘君紹介)(第一四五七号)

一〇九 同(山花秀雄君紹介)(第一四五八号)

一一〇 結核療養所等の医師及び從業員の待遇改善に関する講演(福田赳夫君紹介)(第一三八三号)

一一一 生活保護法の最低生活基準額引上げの講演外一件(福田赳夫君紹介)(第一三八四号)

- 一一一 同（中曾根康弘君紹介）（第一四五〇号）

一一二 同（柳田秀一君紹介）（第一四五〇号）

一一三 同（柳田秀一君紹介）（第一四五〇号）

一一四 結核予防算増額及び治療費全額国庫負担に関する請願（第一四五九号）

一一五 同（山花秀雄君紹介）（第一四五九号）

一一六 同（中曾根康弘君紹介）（第一四五六号）

一一七 国立療養所における作業療法拡充等に関する請願（福田赳夫君紹介）（第一三八九号）

一一八 同（中曾根康弘君紹介）（第一四六二号）

一一九 同外一件（山花秀雄君紹介）（第一四六三号）

一二〇 終戦回復者の職業保障に関する請願外一件（山花秀雄君紹介）（第一四七二号）

一二一 完全給食及び完全看護制度等に関する請願（山花秀雄君紹介）（第一四七三号）

一二二 結核療養者の生活扶助費引上げに関する請願（原彪君紹介）（第一四七八号）

一二三 完全看護に関する請願（原彪君紹介）（第一四七九号）

一二四 国立療養所の施設費増額に関する請願（栗原後夫君紹介）（第一五四一号）

一二五 未帰還者留守家族等援護法による療養者に生活費支給の準額引上げの請願（茜ヶ久保重光君紹介）（第一五四二号）

一二六 生活保護法の最低生活基準による療養者に生活費支給の請願（栗原後夫君紹介）（第一五四三号）

一二七 同外一件（栗原後夫君紹介）（第一五四二号）

一二八 同（帆足群君紹介）（第一五四三号）

- 一二九、國立療養所等の賄費増額に関する請願(西ヶ久保重光君紹介)(第一四五五号)

一三〇、同外一件(栗原俊夫君紹介)(第一五四六号)

一三一、國立療養所等における看護婦の定員増加に関する請願(西ヶ久保重光君紹介)(第一五四五号)

一三二、帰還患者の生活保障に関する請願(西ヶ久保重光君紹介)(第一五五号)

一三三、結核回復者に対する職及び住宅確保に関する請願(西ヶ久保重光君紹介)(第一五五七号)

一三四、同外一件(栗原俊夫君紹介)(第一五五八号)

一三五、同(島上善五郎君紹介)(第一五五九号)

一三六、同(門司亮君紹介)(第一五六九号)

一三七、國立療養所等における医師定員の増加及び待遇改善に関する請願(西ヶ久保重光君紹介)(第一五六四号)

一三八、結核予防費算増額及び治療費全額国庫負担に関する請願(西ヶ久保重光君紹介)(第一五六七号)

一三九、同外一件(栗原俊夫君紹介)(第一五六七号)

一四〇、結核療養所等の医師及び従業員の待遇改善に関する請願(西ヶ久保重光君紹介)(第一五六九号)

一四五、同外一件(栗原俊夫君紹介)(第一五六九号)

一五六、同(木崎茂三郎君紹介)(第一五六九号)

一五七、國立療養所等における看護婦の定員増加に関する請願(西ヶ久保重光君紹介)(第一五六九号)

一四一、國立療養所における作業療法拡充等に関する請願(西ヶ久保重光君紹介)(第一五六九号)

一五九、帰還患者の生活保障に関する請願(五十嵐吉蔵君紹介)(第一五七一号)

一四三、同(山花秀雄君紹介)(第一五七一号)

一四四、同(五十嵐吉蔵君紹介)(第一五七二号)

一五八、同(五十嵐吉蔵君紹介)(第一五七二号)

一七一、國立療養所等における看護婦の定員増加に関する請願(太崎茂三郎君紹介)(第一五七二号)

一七二、國立療養所等における看護婦の定員増加に関する請願(武藤運十郎君紹介)(第一五七二号)

一七八、同(赤松美智君紹介)(第一五七二号)

一七三、國立療養所等における看護婦の定員増加に関する請願(山花秀雄君紹介)(第一五七二号)

一八一、國立療養所等の賄費増額に関する請願(五十嵐吉蔵君紹介)(第一五七二号)

一八二、國立療養所の賄費増額等に関する請願(西村彰一君紹介)(第一五七二号)

一八三、國立療養所における長期欠勤看護婦の予備定員確保に関する請願(岡本隆一君紹介)(第一五七二号)

一八四、國立療養所等の賄費増額に関する請願(椎名悦三郎君紹介)(第一五七二号)

一八五、砂川町の簡易水道施設費国庫補助に関する請願(山花秀雄君紹介)(第一五七二号)

一八六、戦傷病者の更生及び援護に関する請願(横野清吾君紹介)(第一五七二号)

一八七、養老年金制度制定に関する請願(横野清吾君紹介)(第一五七二号)

一八八、奄美大島地区戦没者遺族に死亡時給与金支給に関する請願(武藤運十郎君紹介)(第一五七二号)

一八九、國立病院等の常勤労務者定員化に関する請願(武藤運十郎君紹介)(第一五七二号)

一九〇、地方自治体病院の整備に関する請願(田中彰治君紹介)(第一五七二号)

一九一、養老年金制度制定に関する請願(原健三郎君紹介)(第一五七二号)

一九二、高齢者養老年金法制定に関する請願(西村彰一君紹介)(第一五七二号)

一九三、同(原彌君紹介)(第一五七二号)

一九四、同(松尾トシ子君紹介)(第一五七二号)

一九五、同外一件(門司亮君紹介)(第一五七二号)

一九六、同(植原悦一郎君紹介)(第一五七二号)

一九七、同(植原悦一郎君紹介)(第一五七二号)

一九八、同(吉川久衛君紹介)(第一五七二号)

一九九、充春防止法実施に伴う所要経費増額に関する請願(上林與市郎君紹介)(第一五七二号)

二〇〇、老人福祉法制定等に関する請願(松岡駒吉君紹介)(第一五七二号)

二〇一、同(廣川弘輝君紹介)(第一五七二号)

二〇二、同(吉川久衛君紹介)(第一五七二号)

二〇三、高齢者養老年金法制定に関する請願(吉川久衛君紹介)(第一五七二号)

- |     |   |  |
|-----|---|--|
| 二〇四 | 養老年金制度制定に関する請願外二件(田子一民君紹介)                      | 三二一 戰没者遺族家庭國家補償範囲拡大に関する請願(徳田與吉郎君紹介)(第三一二号)         |
| 二〇五 | 結核在宅療養者の社会保障に関する請願(帆足計君紹介)                      | 三二二 引揚者集団収容施設等改善に関する請願(徳田與吉郎君紹介)(第三一七四号)           |
| 二〇六 | 生活保護法の最低生活基準額引上げの請願(橋木龍伍君紹介)                    | 三二三 国民健康保険に対する国庫補助増額に関する請願(徳田與吉郎君紹介)(第三一七六年)       |
| 二〇七 | 労働科学研究所の助成に関する請願(橋木龍伍君紹介)                       | 三二四 指定薬品以外の医薬品販売業者の免許制度に関する請願(中山マサ君紹介)(第三一七八号)     |
| 二〇八 | 高齢者養老年金法制定に関する請願(濱野清吾君紹介)                       | 三二五 高齢者養老年金法制定に関する請願(花村四郎君紹介)                      |
| 二〇九 | 同(神市市子君紹介)(第三一七五号)                              | 三二六 し尿消化等設置に対する請願(花村四郎君紹介)                         |
| 二一〇 | 同(松岡駒吉君紹介)(第三一七五号)                              | 三二七 簡易上水道事業の決定促進に関する請願(小枝一雄君紹介)                    |
| 二一一 | 同(千葉三郎君紹介)(第三一七五号)                              | 三二八 特殊漁船乗組員の戦没者遺族援護に関する請願(星島二郎君紹介)(第三二五号)          |
| 二一二 | 同(岡崎英城君紹介)(第三一七五号)                              | 二二九 下関市の社会保険診療報酬の甲地区復帰に関する請願(野澤清人君紹介)(第三二七号)       |
| 二一三 | 同(帆足計君紹介)(第三一七五号)                               | 二三〇 未点灯部落点灯工事費の国庫補助増額に関する請願(栗山博君紹介)(第五二号)          |
| 二一四 | 同(千葉三郎君紹介)(第三一七五号)                              | 二三一 生活保護法の最低生活費の架替えに関する請願(山本猛夫君紹介)(第五九五号)          |
| 二一五 | 大雪園立公園兼平地区的厚生省所管に関する請願(本名武君紹介)(第三一七五号)          | 二三二 同(中島巖君紹介)(第一一六号)                               |
| 二一六 | 駐留軍宿舎要員に労働基準法及び社会保険諸法適用に関する請願(加藤篠五郎君紹介)(第三一七五号) | 二三三 同(鈴木直人君紹介)(第五七二号)                              |
| 二一七 | 同(多賀谷眞穂君紹介)                                     | 二三四 駐留軍宿舎要員に労働基準法及び社会保険諸法適用に関する請願(石橋政嗣君紹介)(第三一七五号) |
| 二一八 | 同(八木一男君紹介)(第三一七五号)                              | 二三五 未点灯部落点灯工事費の国庫補助増額に関する請願(山下春江君紹介)(第六七三号)        |
| 二一九 | 同(五島虎雄君紹介)(第三一七五号)                              | 二三六 農業改良資金及び自作農維持創設資金融資額拡充等に関する請願(松平忠久君紹介)(第一一九六号) |
| 二二〇 | 特殊漁船乗組員の戰没者遺族援護に関する請願(世耕弘君紹介)(第三一七五号)           | 二三七 生活保護法の最低生活費の環境整備に関する請願(荒船清十郎君紹介)(第三一七五号)       |
| 二二一 | 岩手県下の冷害対策に関する請願(岩手県下の冷害対策に關する請願(鈴木善幸君紹介)(第二八七号) | 二三八 抑留船員に対する見舞金等                                   |
| 二二二 | 台風常襲地帯における農林水                                   | 二二九 同(吉川久衛君紹介)(第一一〇五号)                             |

四九 豊富村第七幹線第一支線排水、拡張に關する請願(芳賀貢君紹介)(第一一八号)  
 五一 農地法の改正施行等に關する請願外三件(田万廣文君紹介)(第一二二〇号)  
 五二 西野、濁河溫泉周奥地林道開さくに關する請願(植原悅二郎君紹介)(第一一九九号)  
 五三 消費者米価値上げ及び統制撤廃反対等に關する請願(西村彰一君紹介)(第一三三四号)  
 五四 毒沢開拓道路建設工事促進に關する請願(松澤雄藏君紹介)  
 五五 紅内銀山開拓道路建設に關する請願(原捨思君外二名紹介)(第一四八二号)  
 五六 杉崎漁港修築事業促進に關する請願(原捨思君外二名紹介)(第一六四一号)  
 五七 韓国抑留船員の救済等に關する請願(簡牛九夫君外四名紹介)(第一八三号)  
 五八 同(田口長治郎君紹介)(第一八三三号)  
 五九 同(櫻内義雄君紹介)(第一八三四号)  
 六〇 同(洲上房太郎君紹介)(第一八三二号)  
 六一 同(保利茂君紹介)(第一八三五号)  
 六二 養飼料の供給確保に關する請願(五十嵐吉藏君紹介)(第一八五三号)  
 六三 鶏卵肉価格安定に關する請願(五十嵐吉藏君紹介)(第一八五四号)  
 六四 大口市の官行造林地払下げに關する請願(中馬辰猪君紹介)(第一八五五号)

六五 農地法の改正施行等に關する請願外十五件(加藤常太郎君紹介)(第一九〇七号)  
 六六 国營童西農業水利改良事業促進に關する請願(下平正一君紹介)(第一九〇九号)  
 六七 米の基本配給日数増加に關する請願(横山利秋君紹介)(第一九一一号)  
 六八 韓国抑留船員の救済等に關する請願(白瀬仁吉君外三名紹介)(第一九四三号)  
 六九 同(赤路友藏君紹介)(第一九七九号)  
 七〇 同(有馬輝武君紹介)(第一九八〇号)  
 七一 同(今澄勇君紹介)(第一八一号)  
 七二 同外一件(田中龍夫君紹介)(第一一〇〇八号)  
 七三 栃木県立農業試験場南河内分場にビル麦育種試験地併設の請願(小平久雄君紹介)(第一四八八号)  
 七四 三陸沿岸の波浪による被害漁業者救援に關する請願(愛知介)(第一八三二号)  
 七五 乳牛食付指定に關する請願(山口好一君紹介)(第二一二七号)  
 七六 韓国抑留船員の救済等に關する請願(有馬英治君紹介)(第一二四五九号)  
 七七 農業振興のため特別奨励金交付制度創設に關する請願(草野一郎平君紹介)(第二三七九号)  
 七八 北洋さけます漁業の完全操業に關する請願(助川良平君紹介)(第一二四〇七号)  
 七八 北洋さけます漁業の完全操業に關する請願(助川良平君紹介)(第一二四〇七号)  
 七九 和田沼国有地先渡措置適正化に關する請願(吉川兼光君紹介)(第一二四〇八号)

八〇 町村合併に伴う国有林野払下げ促進に關する請願(徳田與吉郎君紹介)(第二四三九号)  
 八一 韓国抑留船員の救済等に關する請願(有馬輝武君紹介)(第一二五二三号)  
 八二 米の統制撤廃反対に關する請願(有馬輝武君紹介)(第二五二四号)  
 八三 農業振興のため特別奨励金交付制度創設に關する請願(坂田道太君紹介)(第二五二五号)  
 八四 農産物の価格安定に關する請願(小坂善太郎君紹介)(第一五五〇号)  
 八五 自作農維持創設資金制度の拡充強化に關する請願(小坂善太郎君紹介)(第二五五一号)  
 八六 新農山漁村建設総合対策に關する請願(小坂善太郎君紹介)(第一二五五三号)  
 八七 農地転用基準の確立強化に關する請願(伊東若男君紹介)(第一二五五三号)  
 八八 同(吉川久衛君紹介)(第一五五四号)  
 八九 木崎地区代行干拓事業促進に關する請願(馬場元治君紹介)(第一二六六三号)  
 九〇 甘しよ切干價格維持対策に關する請願(馬場元治君紹介)(第一二六六三号)  
 九一 農作物の価格安定に關する請願(原茂君紹介)(第一二六八七号)  
 九二 自作農維持創設資金制度の拡充強化に關する請願(原茂君紹介)(第一二六八八号)  
 九三 新農山漁村建設総合対策に關する請願(原茂君紹介)(第一二六九号)

九四 農地転用基準の確立強化に關する請願(原茂君紹介)(第一二九〇五号)  
 九五 北太平洋のおつとせい保存に関する暫定条約締結に伴う関連漁業措置に關する請願(鈴木善幸君紹介)(第二七四五号)  
 九六 岩手県下漁港施設等の暴風浪被害対策に關する請願(鈴木善幸君紹介)(第二七四八号)  
 九七 広尾町に營林署設置に關する請願(本名武君紹介)(第二八〇〇号)  
 九八 岩手県下漁港施設等の暴風浪被害対策に關する請願(西村彰一君紹介)(第一三〇三三号)  
 九九 水産資源保護の水質汚濁防止に關する法律制定の請願(櫻内義雄君紹介)(第一二八一二号)  
 一〇〇 水俣市の奇病発生に伴う漁業対策に關する請願(川村義君紹介)(第一二八二九号)  
 一〇一 異常発生病虫害防除用農薬購入費等の国庫補助に關する請願(黒金泰美君紹介)(第一二八三〇号)  
 一〇二 芳沼ため池補強工事に國する請願(荒船清十郎君紹介)(第一二八七号)  
 一〇三 米の統制撤廃反対に關する請願(池田清志君紹介)(第一二八八七号)  
 一〇四 同(中馬辰猪君紹介)(第一二八八八号)  
 一〇五 大隅地区に国立ポンカン試験場設置に關する請願(二階堂進君紹介)(第一二八九九号)  
 一〇六 水源林造成事業の推進に關する請願(植原悅二郎君紹介)(第一二九一六号)  
 一〇七 同(松平忠久君紹介)(第一二九三八号)  
 一〇八 同(吉川久衛君紹介)(第一二九五五号)

一一〇 同(原茂君紹介)(第一二九九五号)  
 一一一 水源林造林事業予算確保等に關する請願(大村清一君紹介)(第一二九六号)  
 一一三 水源林造成事業の推進に關する請願(西村彰一君紹介)(第一二九六四号)  
 一一四 水源未墾地買収に關する請願(田中利勝君紹介)(第一二九六号)  
 一一五 廉屋市に國立竹林試驗場設置に關する請願(二階堂進君紹介)(第一二九六五号)  
 一一六 韓国抑留船員の救済等に關する請願(山本利壽君紹介)(第一二九六六号)  
 一一七 水産物価格安定策に關する請願(鈴木善幸君紹介)(第一二九六七号)  
 一一八 韓屋市に國立苗畑設置に關する請願(二階堂進君紹介)(第一二九六八号)  
 一一九 沿岸漁船整備促進綱に基く農林漁業資金借入条件緩和に關する請願(鈴木善幸君紹介)(第一二九六九号)  
 一二〇 漁業共済制度の確立に關する請願(鈴木善幸君紹介)(第一二九七〇号)  
 一二一 中型かつお、まぐろ漁業取締規則の改正に關する請願(鈴木善幸君紹介)(第一二九七二号)  
 一二二 中型かつお、まぐろ漁業取締規則の改正に關する請願(鈴木善幸君紹介)(第一二九七三号)  
 一二三 暴風浪による漁業災害復旧費融資の償還期限延長に關する請願(鈴木善幸君紹介)(第一二九七五号)

昭和三十二年五月十八日 衆議院会議録第四十四号(その二)

- 一二四 中小漁業融資保証保険料  
通減に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第三一二六号)
- 一二五 都農町に苦林署設置の請  
願(片島清君紹介)(第三一四九号)
- 一二六 韓国押留船員の救済等に  
関する請願(池田清志君紹介)  
(第三一八一號)
- 一二七 同(星島二郎君紹介)(第  
三三三四号)
- 一二八 桑園等の凍霜害対策に關  
する請願外一件(保科善四郎君  
紹介)(第三一八二号)
- 一九 鹿児島県に全国綠化大会  
誘致に関する請願(池田清志君  
紹介)(第三二三五号)
- 二〇 農業改良資金助成法によ  
る施設資金の利率引下げ等に關  
する請願(星島二郎君紹介)(第  
三三六号)
- 二一 鹿児島市等に気象觀測用レ  
ーダー設置に關する請願外一件  
(池田清志君紹介)(第四六号)
- 二二 岩代川俣線の常磐線接続に  
關する請願(八田貞義君紹介)(第  
一二七号)
- 二三 野岩羽線開通促進に關する請  
願(八田貞義君紹介)(第一二八  
号)
- 四五 自動車による泥水飛まつ等の  
防止に關する請願(田中彰治君  
紹介)(第一六八号)
- 六 国鉄福島輸送派出所存置に關  
する請願(鈴木周次郎君紹介)  
(第二〇二号)
- 七 宮之城線及び山野線にディゼ  
ルカー運転の請願(池田清志君  
紹介)(第二九七号)

- 八 久慈、小本間に鐵道敷設に關  
する請願(田子一民君紹介)(第  
四一九号)
- 九 宮之城線及び山野線にディゼ  
ルカー運転の請願外三件(池田  
清志君紹介)(第四二〇号)
- 一〇 東北ドック再開に關する請  
願(愛知揆一君紹介)(第五七三  
号)
- 一一 竹材及び竹製品の鐵道運賃  
引下げに關する請願(池田清志  
君紹介)(第五七四号)
- 一二 宮之城線及び山野線にディ  
ゼルカー運転の請願外二十八件  
(池田清志君紹介)(第五七五号)
- 一三 莠子運賃引下げに關する請  
願(臼井莊一君紹介)(第五七六  
号)
- 一四 岩代川俣線の常磐線接続に  
關する請願(助川良平君紹介)  
(第五七八号)
- 一五 同(鈴木直人君紹介)(第五  
七八号)
- 一六 同(栗山博君紹介)(第五七  
九号)
- 一七 野岩羽線開通促進に關する請  
願(助川良平君紹介)(第五八  
〇号)
- 一八 同(鈴木直人君紹介)(第五  
八二号)
- 一九 同(栗山博君紹介)(第五八  
二号)
- 二〇 常磐線の複線及び電化促進  
に關する請願(栗山博君紹介)  
(第五八三号)

- 二一 同(栗山博君紹介)(第五  
八四号)
- 二二 同(鈴木直人君紹介)(第五  
八五号)
- 二三 南千住駅舎改築に關する請  
願(林博君紹介)(第九六三号)
- 二四 わり紙の運賃等級引下げに  
關する請願(畠山鶴吉君紹介)  
(第九九一号)
- 二五 東北ドック再開に關する請  
願(愛知揆一君紹介)(第一〇二  
号)
- 二六 宮之城線及び山野線にディ  
ゼルカー運転の請願外十五件  
(池田清志君紹介)(第一〇七五  
号)
- 二七 相原駅西口に改札所開設の  
請願(並木芳雄君紹介)(第一〇  
七七号)
- 二八 大畑、室蘭間航送新路開設  
に關する請願(三浦一雄君紹介)  
(第一一四九号)

- 二九 濱の上、櫻木間の鐵道敷設  
に關する請願(愛知揆一君紹介)  
(第一五四五号)
- 三〇 青笠駅を貨客取扱駅に昇格  
の請願(山本猛夫君紹介)(第七  
〇四号)
- 三一 自動車道に対する基本政策  
確立等に關する請願(伊東隆治  
君紹介)(第八八九号)
- 三二 御堂信号場の駅昇格に關す  
る請願(中居英太郎君紹介)(第  
九五〇号)
- 三三 南千住駅舎改築に關する請  
願(林博君紹介)(第九六三号)
- 三四 わり紙の運賃等級引下げに  
關する請願(畠山鶴吉君紹介)  
(第九九一号)
- 四五 駐留軍離職者の運送企畫組  
合の認可及び免許に關する請願  
(五島虎雄君紹介)(第一七二四  
号)
- 四六 宮之城線及び山野線にディ  
ゼルカー運転の請願外十七件  
(池田清志君紹介)(第一六六五  
号)
- 四七 駐留軍離職者の運送企畫組  
合の認可及び免許に關する請願  
(五島虎雄君紹介)(第一七二四  
号)
- 四五 三陸沿岸鐵道未完成敷  
設促進に關する請願(淡谷悠藏  
君紹介)(第一八一九号)
- 四九 川内川河口港調査費予算計  
算(第一九二二号)
- 五一 高須駅、根占町川北間の鐵  
道予定線延長の請願(二階堂進  
君紹介)(第一九二三号)
- 五六 鹿児島本線複線化に關する  
請願(坂田道太君紹介)(第二五  
三三号)
- 五六 山野線にディゼルカー運転  
の請願(池田清志君紹介)(第二  
五三四号)
- 五六 山野線にディゼルカー運転  
の請願(並木芳雄君紹介)(第二  
六九号)

- 五六 自動車道に対する基本政策  
確立等に關する請願(島山鶴吉  
君紹介)(第二〇九六号)
- 五六 中学校生徒の通学定期小人  
扱いに關する請願(坊秀男君紹介)  
(第二三三五号)
- 五六 同(竹谷源太郎君紹介)(第  
二一八三号)
- 五六 吉田花瀬港湾局部改良工事  
繼續に關する請願(愛知揆一君  
紹介)(第二〇九八号)
- 五六 中学校生徒の通学定期小人  
扱いに關する請願(岡本隆一君  
紹介)(第二一九〇号)
- 五六 果実運賃軽減に關する請願  
(坊秀男君紹介)(第二三三五号)
- 五六 伊東線複線化に關する請願  
(畠山鶴吉君外一名紹介)(第二  
三三七号)
- 五六 自動車道に対する基本政策  
確立等に關する請願(戸塚九一郎  
君紹介)(第二四四八号)
- 五六 中学校生徒の通学定期小人  
扱いに關する請願(五島虎雄君  
紹介)(第二四九〇号)
- 五六 山野線にディゼルカー運転  
の請願(池田清志君紹介)(第二  
五六四号)
- 五六 山野線にディゼルカー運転  
の請願(並木芳雄君紹介)(第二  
六九号)
- 五六 増強に關する請願(鈴木善幸  
君紹介)(第二五九八号)

- 六八 石巻柳津線敷設に関する請願（内海安吉君紹介）（第二六六九号）
- 六九 上越線複線化促進に関する請願（稻葉修君紹介）（第二七五六号）
- 七〇 同（關谷勝利君紹介）（第二七五七号）
- 七一 中学校生徒の通学定期小人扱いに関する請願（鈴木善幸君紹介）（第一七五八号）
- 七二 大船渡、釜石間及び宮古、久慈間鐵道敷設促進に関する請願（鈴木善幸君紹介）（第二七五九号）
- 七三 旧小倉鐵道線買収の補償に関する請願（田中彰治君外二名紹介）（第二七八二号）
- 七四 日勝鐵道海岸線敷設に関する請願（本名武君紹介）（第二八〇八号）
- 七五 飯田、中津川、下呂間鐵道敷設に関する請願（橋兼次郎君紹介）（第二八三五号）
- 七六 鹿児島、鹿屋間民間航空路開設に関する請願（二階堂進君紹介）（第二八九四号）
- 七七 宮崎、鹿屋間民間航空路開設に関する請願（二階堂進君紹介）（第二八九二号）
- 七八 大隅地区に測候機関設置に関する請願（二階堂進君紹介）（第二八九五号）
- 七八 国分、古江周国鉄バスの鹿屋駅乗入れ等に関する請願（二郎君紹介）（第二九一九号）
- 八一 同（松平忠久君紹介）（第二九四〇号）
- 八二 同（吉川久衛君紹介）（第二九七〇号）

- 八三 同（下平正一君紹介）（第三〇〇八号）
- 八四 同（原茂君紹介）（第三〇〇九号）
- 八五 飯田、中津川、下呂間鐵道敷設に関する請願（植原悦二郎君紹介）（第二九二〇号）
- 八六 同（松平忠久君紹介）（第二九四一号）
- 八七 同（吉川久衛君紹介）（第二九七一号）
- 八八 同（下平正一君紹介）（第三〇一〇号）
- 八九 同（原茂君紹介）（第三〇一一号）
- 九〇 日豊線にディゼルカー運転の請願（川野芳滿君紹介）（第二九六七号）
- 九一 日の影、高森間に国鉄バス運転の請願（川野芳滿君紹介）（第二九六八号）
- 九二 日の影、高森間に国鉄バス運転の請願（川野芳滿君紹介）（第二九六九号）
- 九三 東京、博多間直通特別急行列車運行等に関する請願（永山谷正吉君紹介）（第三〇三四号）
- 九四 南予線高川、川津間に国鉄バス乗入れ等に関する請願（井忠則君紹介）（第二九七三号）
- 九五 飯田、中津川、下呂間鐵道敷設に関する請願（西村彰一君紹介）（第三〇三六号）
- 九六 信越線上田、豊野間に気動車運転に関する請願（西村彰一君紹介）（第三〇六三号）
- 九八 糸崎駅を直通、交流の分岐点に指定等に関する請願（永山忠則君紹介）（第三〇八七号）
- 九九 富山忠則君紹介）（第三〇八八号）

- 一〇〇 ハイヤー・タクシー営業復元に関する請願（飛鳥田一雄君紹介）（第三〇九八号）
- 一〇一 板付飛行場に東南アジア向け等国際ライン開設に関する請願（田中惣男君紹介）（第三〇九九号）
- 一〇二 水産物の輸送力増強等に関する請願（鈴木善幸君紹介）（第三一二〇号）
- 一〇三 三陸沿岸航路標識の整備等に関する請願（鈴木善幸君紹介）（第三一二一号）
- 一〇四 波見港修築に関する請願（二階堂進君紹介）（第三一二二号）
- 一〇五 白石、北白川駅間に駅設置の請願（愛知揆一君紹介）（第三一二〇一号）
- 一〇六 同（保科善四郎君紹介）（第三一二〇二号）
- 一〇七 南九州地区にレーダー設置に関する請願（池田清志君紹介）（第三一二〇三号）
- 一〇八 三陸沿岸鐵道全通促進に関する請願（小澤佐重喜君外一名紹介）（第三一二〇四号）
- 一〇九 山陽本線の電車化を上郡駅まで延長に関する請願（山口丈太郎君紹介）（第三一二〇五号）
- 一一〇 特定水域指定解除に関する請願（星島一郎君紹介）（第三一二〇六号）
- 一一一 濱戸内海の航行危険水域に航路標識増設に関する請願（星島二郎君紹介）（第三一二〇七号）
- 一一二 濱戸内海における海難事故防止等に関する請願（星島二郎君紹介）（第三一二〇八号）
- 一一三 国鉄沿い道を国道へ管の請願（西村直己君紹介）（第三一二五三号）

- 一六 夜須町羽尾地区に公衆電話架設の請願（森本靖君紹介）（第三一二四八号）
- 一七 大津郵便局管内の電話を高知局に変更の請願（森三樹一君紹介）（第九五一号）
- 一八 電話加入権の担保制度確立に関する請願（森三樹一君紹介）（第九九〇号）
- 一九 合併町村内電話通話区域の早期統合に関する請願（今松治郎君紹介）（第一一二五〇号）
- 二〇 吉野郵便局存置に関する請願（今松治郎君紹介）（第一一二五〇号）
- 二一 飯館村内五部落に公衆電話設置の請願（松井政吉君紹介）（第一二三四八号）
- 二二 飯館村内五部落に公衆電話設置の請願（伊東岩男君紹介）（第一二三九三号）
- 二三 串間市に電報電話局設置等に関する請願（伊東岩男君紹介）（第一二三九四号）
- 二四 春木簡易郵便局を無集配便局に昇格の請願（大森玉木君紹介）（第一二六六号）
- 二五 美ヶ原テレビ中継所設置促進に関する請願（原茂君紹介）（第七七八九号）
- 二六 簡易郵便局受託者の待遇改善に関する請願（林博君紹介）（第一九二六号）
- 二七 木屋町に特定郵便局設置の請願（關谷勝利君紹介）（第一一九二七号）
- 二八 神戸市に簡易保険、郵便年金加入者保養ホーム設置に関する請願（首藤新八君紹介）（第一一九二七号）
- 二九 佐田部落に公衆電話架設の請願（森本靖君紹介）（第一一九九八号）

昭和三十二年五月十八日 衆議院会議録第四十四号(その二)

- 四五 建築基準法等の一部改正に  
関する請願(二階堂進君紹介)(第五九三号)
- 四六 龍川の砂防工事実施に関する請願(山本猛夫君紹介)(第五九四号)
- 四七 萩根田橋の架替えに関する請願(山本猛夫君紹介)(第五九六号)
- 四八 道路財源の確立等に関する請願(中嶋太郎君紹介)(第五九七号)
- 四九 公営住宅建設事業の拡充に関する請願(瀬戸山三男君紹介)(第六二九号)
- 五〇 都市不燃化促進に関する請願(瀬戸山三男君紹介)(第七〇三号)
- 五一 公営住宅建設事業の拡充に関する請願(平田ヒヂ君紹介)(第六二九号)
- 五二 峠津地区護岸復旧に関する請願(足鹿覺君紹介)(第九五二号)
- 五三 都市施設整備街路事業天童号
- 五四 河辺川砂防工事促進に関する請願(井谷正吉君紹介)(第一〇三〇号)
- 五五 建設産業の擁護に関する請願(前田榮之助君紹介)(第一〇八〇号)
- 五六 富士川の建設省直轄区域延長に関する請願(荻野豊平君紹介)(第一一五一号)
- 五七 百合居橋を永久橋に架替える請願(倉石忠雄君紹介)(第一一五二号)
- 五八 二級国道甲府熊谷線舗装工事施行に関する請願(荒船清十郎君紹介)(第一三四九号)
- 五九 上町橋替えに関する請願(伊東忠男君紹介)(第一一三九二号)

- 六〇 百合居橋を永久橋に架替える請願(倉石忠雄君紹介)(第一五一号)
- 六一 尾花沢町内一級国道十三号线道路舗装に関する請願(松澤雄藏君紹介)(第一五二二号)
- 六二 信濃川水系砂防工事促進に関する請願(唐澤俊樹君紹介)(第一五三三号)
- 六三 県道宮崎、鹿屋間を二級国道編入に関する請願(瀬戸山三男君紹介)(第一五九七号)
- 六四 道路財源の確立等に関する請願(瀬戸上房太郎君紹介)(第一七九二号)
- 六五 同(五十嵐吉蔵君紹介)(第一一八六五号)
- 六六 同(簡牛九夫君紹介)(第一八六六号)
- 六七 国道大津敦賀線の一級国道編入に関する請願(堤康次郎君紹介)(第一九二八号)
- 六八 災害復旧費國庫補助交付促進に関する請願(堤康次郎君紹介)(第一九二九号)
- 六九 公営住宅建設に関する請願(堤康次郎君紹介)(第一九三〇号)
- 七〇 肝属川改修工事促進に関する請願(有馬輝武君紹介)(第一九九九号)
- 七一 一級国道十号線の拡張整備に関する請願(松浦東介君紹介)(第一二三三八号)
- 七八 小野原、秩父市間荒川左岸道路の県道編入に関する請願(荒船清十郎君紹介)(第一二七三七号)
- 八一 本町通り道路舗装に関する請願(松浦東介君紹介)(第一二五〇号)
- 八二 飯江改修工事促進に関する請願(山崎義君紹介)(第一二九九号)
- 八三 第二阪神国道の直轄施行に関する請願(山口丈太郎君紹介)(第一二七三七号)
- 八四 小野原、秩父市間荒川左岸道路の県道編入に関する請願(荒船清十郎君紹介)(第一二七六〇号)
- 八五 小野原、秩父市間荒川左岸道路の県道編入に関する請願(阿左美廣治君紹介)(第一二九七五号)
- 九〇 同(荒船清十郎君紹介)(第一三〇一八号)
- 九一 県道秩父吉田線改修促進に関する請願(阿左美廣治君紹介)(第一三〇一七号)
- 九二 同(下平正一君紹介)(第一三〇一七号)
- 九三 一級国道十九号線松本、長野間舗装改修促進に関する請願(植原悦二郎君紹介)(第一三〇一七号)
- 九四 同(松平忠久君紹介)(第一三〇一七号)
- 九五 同(吉川久衛君紹介)(第一三〇一七号)
- 九六 同(原茂君紹介)(第一三〇一七号)
- 九七 同(原茂君紹介)(第一三〇一八号)
- 九八 二級国道二百二十八号線白神岬、石崎間整備に関する請願(平塚常次郎君紹介)(第一二九七五号)
- 九九 県道秩父吉田線改修促進に関する請願(阿左美廣治君紹介)(第一三〇一六号)

- 一〇〇 同(荒船清十郎君紹介)(第一三〇一九号)
- 一〇一 新北上川下流に導流突堤設置促進に関する請願(内海安吉君紹介)(第一二九七六号)
- 一〇二 東京、成田間観光道路舗装促進に関する請願(山村新治郎君外六名紹介)(第一三〇一二号)
- 一〇三 県道原野村線貿通促進等に関する請願(井谷正吉君紹介)(第一三〇一四号)
- 一〇四 県道本庄、富岡、野沢線国道編入に関する請願(西村彰一君紹介)(第一三〇四五号)
- 一〇五 同(田中正巳君外五名紹介)(第一二二四二号)
- 七三 母合橋を永久橋に架替え等に関する請願(小牧次生君紹介)(第一二八一号)
- 七四 府県道阪鶴線の国道編入に関する請願(井上良二君紹介)(第一二三八九号)
- 七八 宮崎、都城、佐多間県道の二級国道編入に関する請願(二階堂進君紹介)(第一二八九八号)

- 一〇六 県道鹿屋郡城線の二級国道編入に関する請願(二階堂進君紹介)(第一二四三号)
- 一〇七 防火建築帯造成促進のため住宅金融公庫法の改正に関する請願(徳田與吉郎君紹介)(第二二三三号)
- 一〇八 大船渡、金石間国道の改修に関する請願(小澤佐重喜君紹介)(第一三一〇九号)
- 一〇九 大代橋架替え等に関する請願(愛知揆一君紹介)(第三二四九号)
- 一一〇 安戸橋架替えに関する請願(荒船清十郎君紹介)(第一三二五〇号)
- 一一一 道路整備十箇年計画実施に伴う財源配分に関する請願(小枝一雄君紹介)(第一三二五二号)
- 一一二 国道、都道府県道の砂利道補修に対する国庫補助に関する請願(星島二郎君紹介)(第一三二五二号)
- 一一三 地盤変動対策事業促進に関する請願(星島二郎君紹介)(第一三三五四号)
- 一一四 海外同胞引揚及び遺族援護に関する調査特別委員会
- 一一五 未帰還問題の完全解決に関する請願(藤本捨助君紹介)(第一三三五四号)
- 一一六 未帰還同胞の生死究明及び遣族に対する弔慰措置実施の項(一部委員会採択)
- 一一七 同(中村三之丞君紹介)(第一三三五四号)
- 一一八 同(星島二郎君紹介)(第一三三五四号)
- 一一九 同(井谷正吉君紹介)(第一三三五四号)

- 一二〇 同(西村彰一君紹介)(第一三三五四号)
- 一二一 同(田中正巳君外五名紹介)(第一二二四二号)
- 一二二 同(内海安吉君紹介)(第一二二四二号)
- 一二三 同(井谷正吉君紹介)(第一二二四二号)
- 一二四 同(西村彰一君紹介)(第一三三五四号)
- 一二五 同(田中正巳君外五名紹介)(第一二二四二号)

- 五 同(竹谷源太郎君外三名紹介)  
 (第一二四三号)(同)
- 六 同(遂澤寛君紹介)(第一二四四号)(同)
- 七 同(安藤覺君紹介)(第一二四五号)(同)
- 八 同(伊瀬幸太郎君紹介)(第一二四六号)(同)
- 九 同(石坂繁君紹介)(第一二四七号)(同)
- 一〇 同(今松治郎君紹介)(第一二四八号)(同)
- 一一 同(内藤友明君紹介)(第一二四九号)(同)
- 一二 同(大坪保雄君紹介)(第一二五〇号)(同)
- 一二三 同(田子一民君紹介)(第一二五一号)(同)
- 一二四 同(中居英太郎君紹介)(第一二五二号)(同)
- 一二五 同(中川俊思君紹介)(第一二五三号)(同)
- 一二六 同(中村時雄君紹介)(第一二五四号)(同)
- 一二七 同(濱野清吾君紹介)(第一二五五号)(同)
- 一二八 同(福田赳夫君紹介)(第一二五六号)(同)
- 一二九 同(三宅正一君紹介)(第一二五七号)(同)
- 一二一 同(山下春江君紹介)(第一二五八号)(同)
- 一二二 同(受田新吉君紹介)(第一二五九号)(同)
- 一二三 同(白井莊一君紹介)(第一二五六号)(同)
- 一二四 同(坂田道太君紹介)(第一二五三号)(同)
- 一二五 同(橋本龍伍君紹介)(第一二五三号)(同)
- 一二六 同(伊藤卯四郎君紹介)(第一二六〇号)(同)
- 一二七 同(足鹿覺君紹介)(第一二六六号)(同)
- 一二八 同(堂森芳夫君紹介)(第一二五六号)(同)
- 一二九 同(田中久雄君紹介)(第一二六六号)(同)
- 一二三〇 同(森島守人君紹介)(第一二七七号)(同)
- 一二三一 同(重政誠之君紹介)(第一二九三号)(同)
- 一二三二 同(藤本捨助君紹介)(第一二九四号)(同)
- 一二三三 同(木下哲君紹介)(第一二九五号)(同)
- 一二三四 同(中鷗太郎君紹介)(第一二九六号)(同)
- 一二三五 同(大森玉木君外四名紹介)(第一二九七号)(同)
- 一二三六 同(越智茂君紹介)(第一二九八号)(同)
- 一二三七 同(田中龍夫君紹介)(第一二九九号)(同)
- 一二三八 同(松岡松平君紹介)(第一二九五号)(同)
- 一二三九 同(松前重義君紹介)(第一二九四号)(同)
- 一二四〇 同(白瀬仁吉君紹介)(第一二九五号)(同)
- 一二四一 同(原健三郎君紹介)(第一二九五号)(同)
- 一二四二 同(南方地域の未帰還者捜査及び留家搜査に関する請願(原健三郎君紹介)(第一二九八二号))
- 一二四三 海外抑留同胞救出運動等の強化拡充に関する請願(猪原悦二郎君紹介)(第二九〇九号)
- 一二四五 同(吉川久衡君紹介)(第一二五九号)
- 一二四五 同(大平正芳君紹介)(第一二五三号)
- 一二五三 同(大平正芳君紹介)(第一二五四号)(同)
- 一二五四 同(伊藤卯四郎君紹介)(第一二六〇号)(同)
- 一二五五 同(橋本龍伍君紹介)(第一二九九号)
- 一二五六 同(原茂君紹介)(第一二九九〇号)
- 一二五六 同(下平正一君紹介)(第一二九九一号)
- 一二五七 同(足鹿覺君紹介)(第一二六〇号)(同)
- 一二五八 同(西村彰一君紹介)(第一二六六号)(同)
- 一二五九 同(栗山博君紹介)(第一二九九号)(同)
- 一二六〇 同(鈴木直人君紹介)(第一二九九号)(同)
- 一二六一 同(大倉ダム建設事業に関する請願(愛知揆一君紹介)(第六二号))
- 一二六二 同(阿武隈山系総合開発に関する請願(八田貞義君紹介)(第一二〇号))
- 一二六三 同(南九州特定地域総合開発計画中の肝付川改修に関する請願(二階堂進君紹介)(第三二四五号))
- 一二六四 同(小山長規君紹介)(第二九八〇号)
- 一二六五 同(伊東岩男君紹介)(第三二一〇号)
- 一二六六 同(南九州特定地域総合開発計画中の肝付川改修に関する請願(二階堂進君紹介)(第三二四五号))
- 一二六七 同(助川良平君紹介)(第五二一〇号)
- 一二六八 同(鈴木直人君紹介)(第四一五号)
- 一二六九 同(栗山博君紹介)(第五一四号)
- 一二七〇 同(鈴木直人君紹介)(第五一五号)
- 一二七一 同(助川良平君紹介)(第五一五号)
- 一二七二 同(山下春江君紹介)(第六七八号)
- 一二七三 同(サロベツ川切替工事実施に関する請願(芳賀貢君紹介)(第一一九号))
- 一二七四 同(稚内より豊富、日曹を経て浜頓別に至る産業道路新設等に関する請願(芳賀貢君紹介)(第一一五三号))
- 一二七五 同(玄の子泊、小谷石間の海岸道路開設に関する請願(田中正巳君外二名紹介)(第三二一六号))

四八 同(西村彰一君紹介)(第三〇二八号)

(国土総合開発特別委員会)

一 北奥羽調査指定地域の総合開発特定地域指定に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第二九一号)

二 只見特定地域総合開発に関する請願(八田貞義君紹介)(第一二一号)

三 同(助川良平君紹介)(第五六八号)

四 同(鈴木直人君紹介)(第五六九号)

五 同(粟山博君紹介)(第五七〇号)

六 同(山下春江君紹介)(第六八〇号)

七 大倉ダム建設事業に関する請願(愛知揆一君紹介)(第六二号)

八 阿武隈山系総合開発に関する請願(八田貞義君紹介)(第一二〇号)

九 同(鈴木直人君紹介)(第四一五号)

一〇 同(栗山博君紹介)(第五一四号)

一一 同(鈴木直人君紹介)(第五一五号)

一二 同(助川良平君紹介)(第五一五号)

一三 同(山下春江君紹介)(第六七八号)

一四 サロベツ川切替工事実施に関する請願(芳賀貢君紹介)(第一一九号)

一七 中信地区総合開発促進に関する請願(松平忠久君紹介)(第一二〇〇号)

一八 同(原茂君紹介)(第七七八七号)

一九 同(下平正一君紹介)(第一九三一号)

二〇 方谷ダム建設促進に関する請願(龜山孝一君紹介)(第一三三号)

二一 一ヶ瀬川総合開発促進に関する請願(川野芳輔君紹介)(第二九七九号)

二二 南九州総合開発特定地域に小林、西諸県郡地区を指定の請願(小山長規君紹介)(第二九八〇号)

二三 南九州総合開発特定地域に頼(小山長規君紹介)(第二九八〇号)

二四 南九州特定地域総合開発計画中の肝付川改修に関する請願(二階堂進君紹介)(第三二四五号)

二五 南九州特定地域総合開発計画中の肝付川改修に関する請願(二階堂進君紹介)(第三二四五号)

二六 南九州特定地域総合開発計画中の肝付川改修に関する請願(二階堂進君紹介)(第三二四五号)